

平成24年第5回南三陸町議会臨時会会議録

平成24年5月25日（金曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿部 敏克
次長兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

議事日程 第1号

平成24年5月25日（金曜日）

午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第10 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第11 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第12 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第13 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第14 議案第52号 普通財産の貸付について
 - 第15 議案第53号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） 第5回臨時会でございます。

この庁舎も初めて議会で使うわけでございます。何か前回の仮設のプレハブとはちょっと雰囲気違いますけれども、ひとつ忌憚のないご審議をお願いしたいと思います。

なお、当局より4月に議場出席者の異動がございましたので、当局より紹介をさせていただきます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、おはようございます。

4月1日付の人事異動で議場出席の管理職にも異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

初めに、建設課長、三浦 孝。前職は、建設課の課長補佐でございます。

続きまして、上下水道所長、三浦源一郎。前職は、同事業所長の補佐でございます。

総合支所長、佐藤広志。前職は、議会の事務局長でございます。

それから、総合支所町民生活課長、菅原みよし。前職は、町民税務課の副参事でございます。

最後になりますが、議会事務局長、阿部敏克。前職は、総合支所長でございます。

以上で、紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第5回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において7番星 喜美男君、8番菅原辰雄君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。

佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成24年第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第4回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、復興交付金についてご報告をさせていただきます。

東日本大震災復興交付金の第2回目となる申請につきましては、本年3月末までに申請書類を作成し、4月4日宮城県を通じ国に申請を行い、本日復興大臣からその交付可能額の通知がなされる予定であります。本町といたしましては、町が主体となる事業に宮城県が主体となる事業を加えた21の事業について交付金の申請を行っております。いずれの事業につきましても事業の必要性が認められ、採択されるものと見込んでおりますことから、今臨時会に附議した補正予算案の中に当該事業に係る予算を盛り込んでいるところであります。

次に、三陸縦貫自動車道志津川トンネルの工事安全祈願祭についてご報告を申し上げます。

先月25日には東工区入谷側の坑口で、また今月22日には西工区米谷側の坑口において工事安全祈願祭が執り行われました。トンネルの掘削工事については、来年の10月までをめどに進められるとのことであり、志津川トンネルの掘削開始が本町の復興に向けて新たな一歩になるものと期待をいたしております。町としても、今後とも三陸道の一日も早い全線供用開始に向け、町議会を初めとした関係機関と緊密に連携し、建設促進に係る要望との活動を展開

してまいる所存であります。

次に、J R 気仙沼線の復旧の見通しについてご報告を申し上げます。

東日本大震災に伴う大津波により不通となっている J R 気仙沼線の気仙沼駅から柳津駅までの間55.3キロメートルについては、これまで沿線の被災自治体と J R 東日本との間でその復旧方法等について協議を重ねてまいりましたが、5月7日に開催された J R 気仙沼線復興調整会議において、あくまでも鉄道による全線復旧を前提としてバス専用道に転用するバス高速輸送システム B R T により、年内にも専用道と一般道を併用したバス輸送が開始される見通しであります。今後、国や関係する自治体等の間において具体的な調整が行われることとなっております。

あわせて、本町が J R 東日本に対し行っております J R 気仙沼線陸前戸倉駅の移設、及び移設後の陸前戸倉駅から柳津駅までの間の鉄道の復旧要望の件についてご報告を申し上げます。

今月21日、J R 東日本本社を訪問し、J R 気仙沼線の未復旧区間のうち陸前戸倉駅から柳津駅までの区間について、陸前戸倉駅を津波に対する安全が確保された場所に移設した上で、早期の鉄道による復旧をお願いしたい旨の要望を行っております。J R 東日本においては、本町からの要望については前向きに検討するとの意向を示されたものの、J R 東日本としても本町の要望を具体化するには財源の裏づけが必要であることから、町としては今後とも国に対し当該区間の鉄道復旧財源の確保について、粘り強く要望を行っていく等の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、平野復興大臣等々の意見交換会についてご報告を申し上げます。

今月15日、国の復興推進委員会の五百旗頭委員長以下委員8人が本町を訪れ、町の復興に向けた課題等について意見交換をさせていただきました。また、翌16日には気仙沼市役所において末松復興副大臣との間で防災集団移転事業や土地区画整理事業について意見交換をさせていただきました。さらに、18日には平野復興大臣が本町においでになり、現地視察及び意見交換をさせていただいております。その際、私から平野大臣に対しがけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用や J R 気仙沼線の復旧、継続的な人的支援など9項目について要望いたしております。平野大臣からは、「土地の権利調整など復興には相当程度の期間を要する。まずは、できるところから着々と事業に取り組み、復興の動きを町民の皆さんにしっかりとお示しすることが重要であると考えている。」とのお話をいただいております。

次に、災害公営住宅の整備推進に向けた関係団体との基本協定の締結についてご報告を申し上げます。

今月11日、独立行政法人都市再生機構UR都市機構との間において、災害公営住宅の整備の推進に向けた基本協定を締結いたしております。UR都市機構との間においては、昨年度本町における復興まちづくり事業を円滑に推進するための覚え書きを取り交わしておりますが、これまでの間において町からUR都市機構に対し、入谷桜沢地区及び歌津名足地区にそれぞれ約40戸の災害公営住宅の建設要請を行い、協議が整いましたことから、基本協定を締結したものであります。

また、今月30日には、木造の災害公営住宅の整備を推進すること等を目的として設立された南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会と本町との間で、木造の災害公営住宅の整備に向けた基本協定を締結する予定であります。当該団体は、町内の建設業協会、建設職組合及び森林組合などで組織されており、今後地元の建設業者や建築事業者が地元木材を活用して災害公営住宅を建設するという、いわば地産地消型の取り組みが町内において行われることについては、本町の産業振興はもとより雇用の創出にもつながるものと考えており、この取り組みについては大いに期待をいたしているところであります。

なお、関係団体との基本協定の細部につきましては、この後志津川市街地の住宅移転、再建に関する説明会の開催報告等とあわせ、担当課長から説明をいただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、引き続き行政報告の細部についてご説明をさせていただきます。

まず最初に、災害公営住宅の整備に係ります基本協定の関係でございます。行政報告関係参考資料1と右肩に表示された資料をまずはお開き願いたいと思います。

1ページの参考資料でございますが、これは基本協定の写しでございます。先ほど報告にもございましたが、ことし3月2日付でUR都市機構と覚え書きというものを取り交わしてございまして、今回東日本大震災にかかわります災害公営住宅の整備について基本協定を締結したものでございます。その内容については、1ページから2ページまでで記載をされているところでございます。

URが行う業務につきましては、第4条に規定されてございます住宅の建設及び譲渡のほか、関連する附帯施設等の建設などということでございますが、なお第4条第2項の1項に土地の取得という条文も記載してございますが、基本的には用地は町が取得した上で建設をして

いただくということでございます。URが何らかの影響で土地を取得して町に譲渡するといったことも今後ケースとして、どういったケースが出てくるかわかりませんが、考えられるかもしれないということで、この土地の取得という部分も業務につけ加えさせていただいてございます。現在は、後ほど補正予算等に出てまいります、入谷桜沢地区、歌津名足地区、それぞれ約40戸分の集合住宅の建設要請を行うこととなります。

また、3ページには、今月30日に協定を締結する運びとなっておりますが、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会の概要について資料を提出させていただいております。この協議会は、本町の木造災害公営住宅の建設を推進するという目的で設立されたものでございます。建設業協会の建築関係業者4社、それと建設職組合、森林組合等で構成をさせていただきます。町といたしましても、雇用、あるいは産業振興の観点から積極的に連携をしていきたいという考えでございます。その中で、今月30日に、先ほどのUR都市機構と同様の基本協定を締結したいというふうに考えております。

具体的には、木造災害公営住宅につきまして、UR都市機構と同様のスキームで、買い取り方式で整備を進めていきたいというふうに考えてございます。協定の内容は、UR都市機構の協定書とほぼ同様でございます。協定後は、速やかに先ほどの二つの団地の木造住宅について、建設について要請をしたいというふうに考えてございます。

次に、行政報告関係参考資料2のほうをごらんください。

この資料2につきましては、志津川市街地の土地利用計画と住宅移転、再建に関する説明会ということで開催した結果について記載をさせていただいております。この説明会は、志津川市街地の整備の方向性について住民の方々にご説明したものでございまして、4月26日から3日間、四つの会場で開催をしております。志津川市街地の整備について、災害公営住宅も含めてですが、町の考え方を示したものでございまして、720名の参加者でございました。説明会での質問等の状況につきましては、1ページから4ページ、それぞれちょっと個別にはご説明いたしません、後ほどごらんいただければなというふうに思います。どちらかというと、土地の買い取りに関する質問が非常に多うございました。5ページからは、その際、説明会で使用しました説明資料を添付しておりますので、参考までに願います。

この説明会を受けまして、今月14日から20日までの7日間、13会場で志津川市街地の方々の個別の相談会を開催いたしました。参加者は、現在のこの数値では509世帯という参加者が出てきております。現在は、高台移転等の参加意向確認書というものを郵送しておりまして、今月末に締め切りをして、志津川市街地の高台移転の概数を固めていく作業を行っている状

況でございます。そうした数字をもとに、土地区画整理事業、あるいは志津川市街地の防災集団移転事業の計画策定に取り組んでいくという形になります。

次に、行政報告関係参考資料3、1枚ものでございます。A3判のカラーになっておるかと思えます。そちらをごらんいただければと思います。

この表は、復興まちづくり事業の目標スケジュールということでお示しさせていただきました。これまで、防災集団移転事業、土地区画整理事業についてスケジュールという観点の資料をお示ししていなかったということもございますので、現状の状況をご理解いただくために、今回提出させていただきました。中段から下のほうの表につきましては、防災集団移転促進事業の各地区ごとのスケジュールでございます。まだまだ合意形成に向けた課題は多いものの、志津川市街地の大規模な集団移転を除きますと、どの地区もことし9月ごろをめぐりに事業計画の策定を行いまして、来年度には造成工事を本格化させるという目標で、現在取り組んでおります。

志津川市街地につきましては、志津川高校北側の西地区と、あとベイサイドアリーナ、この付近の東側地区につきましては、来年度中盤からの造成工事に着手していきたいというふうに考えてございますが、志津川小学校北側の中央地区につきましては、新井田館跡の埋蔵文化財がございまして、その調査の状況次第でスケジュールが変わってくるということになっております。今回お示ししている資料では、調査に1年半ほどを費やすスケジュールで記載しておりますが、できるだけ短縮できるように内部で、今、県も含めて検討中でございます。この文化財の指定の地区も、指定となっていない区域から施工を進めていくとかそういった手法も考えられますので、工夫しながら進めていきたいというふうに考えてございます。いずれにしましても、どの地域におきましても合意形成、あるいは用地取得次第ということになりますが、早期着手できるよう今後も引き続き努力していきたいというふうに考えてございます。

簡単ですが、以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時18分 休憩

午前11時45分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 何点かお尋ねします。

1 ページでその1、入札結果のところですが、最初の上段のところでは工期の日がちが平成24年3月26日から3月30日の4日間なんです、これは間違いないのかどうかということが1点です。

それから、3ページの変更契約のところなんです、この変更理由はわかるんですが契約金額が変わってない、変更なしと。ということは、どういう扱いになったのかなど。業者がそれをみずから賄ったのかなと思ったりしておりますので、その辺の扱い方をお聞きします。

それから、4ページから10ページまでは、設計業務一式ということで各入札者が列記されております。これを見ていると最高額と最低額の違いが随分大きいので、各事業者も違いますので、これはどういうことなのか、予定価格があったのか、なかったのかと思ったりして見ておりました。その辺の説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 1 ページの一番上の工期の関係でございますが、平成23年度中に契約して平成24年度に繰り越しさせていただく関係で、工期の記載はこのような形になっております。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、3 ページ目の工期の延期についてでございますけれども、これは資材等の変更がございまして、単純に工期が間に合わなかったということで、工期の変更のみでございます。特に業者が残工負担したとかということはありません。

あと、委託業務の数量でございますが、一式ということで大分雑な表現をさせてもらって大変申しわけございません。それぞれ数字を入れたものを後日配らせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回、4 ページから10ページまで13件の海岸保全施設の設計委託業務を発注してございました。記載のようにそれぞれ最高、最低、それから入札回数とございますけれども、予定価格は当然設定をしております。ただ、設計関係については、予定価格を公表してございませんのでここには記載がございませんが、それぞれ入札参加業者10社のそういった積算に基づく入札でございますので、こういった開きが出てくるのも当然でございますので、どうして安いのか、どうして高いかというのは、それぞれの応札された業者の

考え方でございますので、私どもについてはその中身まで細部業者から聞いてございませんので、その辺の回答については留保させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 1ページ目、わかりました。繰り越し事業だったということですね。これは了解しました。

変更契約のところで私が知りたいのは、変更したことによって上段のほうは21日も延びているんですね。そういう点で業者の負担がかなり、身銭を切ってやったのかなと、その辺をちょっと危惧していたものですからその辺をお聞きしたかったので、その辺はどうか、もう一度お願いします。

それから、入札結果の設計業務一式、最高額と最低額が大分違っているということで、ただ予定価格はあったんですね。はい。そういう点で、その業者によってはいろいろ考察したとは思いますが、その辺は了解しました。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3ページ目でございますけれども、延期をしたことによって新たな経費が発生したということはありませんので、金額の変更はございませんでした。

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私もその2の3ページなんですが、変更内容ですが工期を変更なんですね。変更理由を見ますと人員、要するに人夫が思うように集まらなかったとか、資材の確保に時間を要したという変更理由ですけれども、この入札工期月日が平成23年11月といいますと、もう既に災害によって資材の調達ที่難しいとか、あるいは人手が足りなくなるとかというような予測はされておったわけですね。震災から数カ月もたっていますから。震災前の入札で震災後どうしても資材の調達が難しいとか、人が集まらなかったとかということであれば問題はないんですが、入札した時点でそういったことは既に予測されておったわけですね。にもかかわらず、この理由で延長するということは果たしていかなものかというところの質問なんです。質問というか、そういうふうに単純に考えるわけです。

私は以前にも、この病院と庁舎の建設については大丈夫かという発言はしておったわけですよ。そうしたら大丈夫だということで進めてきていたのにもかかわらず、案の定、終わってみたら期間の変更がなされたということでもありますから。私は大変心配しておったんです、あの当時から。果たして3月9日で終わるのかなということも質問をしていた経緯がありま

すので、その辺で。課長も最近なったばかりで答弁もなかなか難しいと思いますね。それはわかっているんですけども。

それから、この期間変更、要するに予算の場合は額が額ですから議会の議決要件なんです、この期間の変更というのは、変更時点での議会の議決案件には入らないのかどうかということです。額だけなのか、どうなのか。あと工事の内容が変更になった場合には、議会の議決は必要とするんですが、工期の変更の場合の案件事項ではないのかなど。確認の意味でその辺どういう法律でうたわれているのか、それをお聞かせいただきたい。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、1点目について私の方からご説明を申し上げたいと思います。工事を発注する場合は、こちらの方で事前に需給状況を調べて、それから諸般の事情を考慮しながら工期の設定をさせていただいております。実際、資材の発注等につきましては、契約後に各業者がやることになっておりますので、そういう意味ではこちらで予想しない部分で資材の発注等に手間取ったものというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 変更になった場合に議会の議決が必要ないのかということでございますけれども、これは工事の額とそれから事業名、事業者名、この3つが変更になった場合には議会の議決が必要でございますけれども、工期については地方自治法の規定によりまして変更の必要はございませんので、今回工期は変更になりましたけれども議会の議決案件としては提出してございません。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうだと思います。工期の変更については議会の議決が必要ないと、それはなぜかということなんです。工期の変更というのは、突然の天災とかそういったものに限られるわけですよ。資材の調達とか云々というのは業者の責任においてやらなければならないことですから、これは認められないというか、普通は変更内容に該当しないということ、だから議会の議決が必要でないということなんです。今、それまで語ったってね。一応はそういうものだというので、今後、やっぱり何でもかんでもできなかつたから延長しますではこれからまずいと思いますので、こういったたぐいの公共工事はこれからどんどん出てくると思いますから、その辺のところをきちんと入札のとき、契約する際にはやっぱり業者のほうにも指導していただきたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 1 1 時 5 6 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第 5、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして、議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成 24 年 3 月 31 日付で専決処分を行った南三陸町町税条例の一部を改正条例制定について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

改正の主な内容といたしましては、税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税、固定資産税の課税の特別措置に関する細目を定めることなどであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） それでは、専決処分の内容について説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法などの改正に伴いまして、南三陸町の町税条例の一部を改正するものでございます。

3 ページから 7 ページまで議案の改正文が載っておりますけれども、ここでは、議案関係

参考資料を使いまして説明をさせていただきます。

参考資料の11ページ以降をお開きいただきたいと思います。13ページから27ページにかけて新旧対照表をつけてございますけれども、ここでは11ページと12ページに概要を整理した2枚ものの資料がございますので、これを使いまして説明をいたします。

まず初めに、個人住民税の関係でございますが、条例関係、公的年金所得の方の寡婦（寡夫）控除の申告を不要としますよというような内容でございます。新旧対照表からのこの文言を削除するというものでございます。

二つ目、固定資産に関係するものでございますが、（1）地域決定型地方税制特例措置ということで、附則に1項を追加するものでございます。内容としましては、ここに記載のとおりでございます。これまでこの内容につきまして、国が一律に定めておりました課税標準の特例などを地方公共団体が自主的に決定できるように仕組みを変えまして、地域の実態に応じた取り組みができるようにしたものでございます。今改正では、記載の二つの特例措置がとられました。下水道施設や公共河川に対する環境配慮的な施設を設置した場合に、固定資産税の課税標準額を減ずるものということでございます。①の下水道の除外施設につきましては課税標準額を3分の2に、②の雨水浸透貯留施設でございますけれども、課税標準額を2分の1というふうにそれぞれ減額するものでございます。

（2）の宅地の負担調整の見直しについてですが、住宅用地に係る据置特例というのが、現在80%までとどめているものを平成24年度と25年度に90%までといたしまして、26年度の3年目に経過措置を踏まえて廃止をするというような内容でございます。

次の12ページをお開きいただきたいと思います。

（3）農地に係る負担調整についてですが、平成26年度まで現行の制度を継続するものでございます。これについては、これまでも評価替えのたびに3年ずつ延長してきたものでございます。

（4）特定一般社団法人などに関する部分ですけれども、これは旧民法上の法人から移行した法人などが、固定資産税の特例を受けるときに、町長に提出する書類を規定したものでございます。公益法人の制度改革によりまして、本則は課税なんですけれども、引き続き非課税を適用させる場合にこうした書類の添付を規定したものでございます。

（5）東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の関係ですけれども、これを現行の3年から7年に延長するという特例でございます。該当する特例につきましては、ここに記載の五つでございます。いずれも租税特別措置法に規定されているものでござい

ます。現行の租税特別措置法では、譲渡の期限を3年と規定されているんですけども、これを今回、震災特例法によって7年まで延長するというような内容でございます。

最後に、(6)で大震災に係る住宅借入金特別控除の適用期限などの特例でございます。一つは、再取得をした住宅に係る控除でございます。適用の期間、借入限度額、控除率などが盛り込まれました。二つ目は、滅失住宅の代替として住宅を再取得した場合に、控除を重複適用できるという特例でございます。古いローン、これまで住んでいた家のローンにつきましては、その残りの期間も引き続き住宅ローン控除として控除ができるというような内容でございます。概要は、以上のとおりです。

施行期日につきましては、平成24年4月1日ということで、住民税の寡婦(寡夫)に係る部分は26年1月1日施行となっております。ただいま申し上げた以外の部分につきましては、新旧対照表において引用条項のずれ、それから評価替えに伴います年度更新による用語の変更でございますので、よろしくご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番(大瀧りう子君) 私も、これをずっとうちでも見ていたんですけども、よくわからないと、理解できないということで、ちょっときょう説明を受けてからと思っていたんですが、1点はこういうものを私は、今回の議会には専決処分がいっぱい出てくるので、本当に専決処分にしなくてはならなかったのかなということがひとつ疑問です。それが1点です。

それから、今、第1号の関連資料の説明があったんですが、なかなか難しく理解できない部分もいっぱいあります。地方公共団体が自主的に決定できるようにしたということで、今それぞれ固定資産税からローンの貸付のこととかいろいろ出てきてはいるんですが、そういうことによって、町ではどうなんだろうね。町として、税収はもちろん減るでしょうけれども、メリットとかデメリットとか、そういう点でどういうことを町として考えられるか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長(後藤清喜君) 町民税務課長。

○町民税務課長(阿部俊光君) 1点目の専決処分の理由でございますけれども、国の法律が4月1日施行ということでございまして、町のほうもそれに合わせて行うというような内容になります。要は、この国の施行日に合わせないままにしておきますと、例えばこの間に当該条例、あるいは法律に該当する事案があってもその恩恵にあやかることができないというような恐れもありますので、専決処分をさせていただいたというようなことでございます。

それから、今回お出しをいたしております、大きくこの六つの改正の中でのメリッ的な部分ということのお尋ねでございますが、まず（１）の寡婦（寡夫）控除の申告は要らなくなったということですので、これは申告者にとっては簡便になったということでございます。

それから、固定資産の関連の部分ですけれども、わがまち特例の部分につきましては、当然課税標準額を市町村の実情なり裁量なりに応じて、一定の範囲内で決めていいですよというようにございますので、今回当町が採用いたしました税率につきましては、事業者にとって一番固定資産税が安くなる率をとってございます。

それから、震災関連の部分でございますけれども、（５）と（６）、これにつきましても３年を７年に延長するということになりますので、高台移転なり個別の移転、そういったものが当然３年以内ではなかなかできないだけけれども、７年間の期間をいただければ何とか実現のめどが立ちそうだというような方にとっては、恩恵があるものだろうというふうに思います。

それから、こういった特例を使うことによりまして、町に入ってくる固定資産税は当然少なくなっているんですけども、これは法に基づいた減免になりますので、後々の交付税、そういったもので措置をされるという流れになると思いますので、そういった部分でご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今、担当課長からいろいろ説明がありました。私、次の専決処分の承認の点でもいっぱい出てくるので、本当に専決処分をしなくちゃいけない、期間がなかったのかなと非常に私は疑問に思いましたので、3月中にできなかったのかなということが1点でした。そういう点で、今、4月1日から施行なのでという課長の説明ですが、その辺でもう一度、本当に3月中にできなかったのかどうかということをもう1点お聞きしたいと思います。

それから、ルールをいろいろ今、具体的にいろいろされてきていて、わがまち条例で、地方公共団体で自主的に決定できるということで、メリットというか、町、町民にとってこういう利点がありますよということで今説明がありましたので、私はそれでいいかなとも思っておりますので、これが4月1日からもう既に施行されているんですね。はい。そういう点で、もう一度説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 3月中に専決処分というような部分で、補足させていただきますれば、当然議案としてお出しする以上、しっかりとした法令の部分で内部でもんだり、そ

れから新旧対照表、条ずれ、そういったところに間違いがないかどうか、それから制度の考え方をしっかりと整理するとそういう時間も必要でございますので、3月31日に専決処分をさせていただいたというようなことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 補足をさせていただきますが、今回のこの条例改正の根本となります、いわゆる地方税法の改正が、平成24年3月31日告示なんです。したがって、同日で専決処分する以外に方法がなかったということで、そういった法の告示日、公示日が3月31日なので専決処分する以外、こういった方法がなかったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 了解しました。実は、私も正直わかっていたんですが、ただ本当に専決処分というのはやっぱり慎重にやる必要がありますので、今後の問題としてそういうものも提示したいなと思っていましたので、発言しております。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私もその専決処分のことが1点あるんですけども、ただいまの説明で理解しないわけではないんですけども、つまり地方税と税法という法律なんですよ。やっぱり、そいつを受ける立場として、どういうふうに処理しなければならないかということが大切でないかなと思います。

と申しますのは、国で決めたからって、それは地方にとって果たして本当に有利な税法なのかどうかということで、この辺、例えばですよ、国に対しては何らかの制度に対する、あるいはその交付に対する話があったのかどうかということです。それをまずもって聞いておきたいと思います。国で決められたことが、地方にとって本当に、説明では有利な方法だということで専決処分したということでございますけれども、やっぱり税法に基づいた法律でございますから、それを専決処分だということで、事簡単に片づけられてはどうかという思いからでございますので、その辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1点は、その固定資産税にかかわる話でございますけれども、実はこれは震災箇所、震災を受けた地域ということでの提案でございますけれども、震災を受けていない箇所、それはどういうふうな課税率になるのか、それをひとつ聞いておきたいと思います。

一応、この二つ、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 国の法律改正によって有利、不利、そういった部分に関して、前もって情報なり話があったのかというようなお尋ねかと思いますが、確かに国、あるいは県を通じて、地方税法の改正が準備されているという情報につきましてはあるんですけども、法案の審議というのが毎年3月ぎりぎり終わるか終わらないか、いつも3月定例会のときに気をもんでいる時期でございます。この税法の改正の中身につきましては、当然国民にとって有益なもの、あるいはそうでないものという内容があるとは思いますが、地方税としては上位法に沿った形に常に合わせておく必要があるということから、町税条例も速やかに同じタイミングで施行させていただくというようなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、固定資産の関係でのお尋ねなんですけれども、今回は被災したという土地に限った特例ではございませんでして、3年に1度の評価替えに関連する文言の整理ということになりますので、被災をしていない場所についても同様の扱いとなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） わかりますけれども、ひとつ国の制度にのっとってということですが、やっぱりすべて専決処分というのは、こいつはやっぱり国では期限ぎりぎりに決めて、きょう決めて明日から施行するというのが、ずっとこうやられてきたわけですね。地方から、そのことについていろいろ問題が出ているんだと、すべて執行部側の決定でそれに倣うということは、やはり納税義務者からすれば有利な方法をとったんだと、あるいは国の期日に合わせたんだということですが、そういうことばかりでもないと思っておりますので、これはひとつ申し入れも必要かなというようなことでお願いしておきたいなど、そういうふうには思います。

それから、固定資産税のことは、3年に1回ずつの見直しの分で、同一課税だというふうにご理解してよろしいかと思うんですけども、つまり津波を受けなくても地震による被害等々、もちろん地盤沈下を初め、若干であっても被害は出ていることは出ているんですよ。そういう人たちも、今回は3年の見直しということの中で、救済措置がなされるのかなと。つまり、納税者に対する課税率を引き下げするというような解釈でよろしいかと思うんですけども。

というのは、やはり震災を受けなくても、今回は地盤沈下だけでなく、土地評価そのものは、従来の南三陸町の引き下げは、思ったより下げていないんですよ、3年の見直しであつ

ても。そして、今回被災に遭われて、土地交渉に多くの人が今来ているんですけども、さきの評価よりも、非常に地域によっては救済支援ということで土地を引き下げして、譲り合いをしているという状況もあります。そういうときには、やはり町のほうでも固定資産評価というものを、やっぱり十分に考えた中での課税ということをしていただきたいものだなというふうに思います。この辺、今一度お聞きしておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 国のほうでぎりぎりのタイミングで地方によこして、それがいつも専決処分になるというようなことにつきましては、我々事務方も非常にやりくりしにくいというのは正直なところでございますが、現行の制度上いたし方ないと、立場上このようなご答弁にさせていただきたいと思います。

それから、その津波以外の地震などによって被災を受けている土地に対する見方というようなことでございますけれども、現在町内の土地の利用状況、あるいは利用の復活状況などをちょっと調査中ございまして、それによって総務省からの数値を当てはめながら、この評価額について検討をしております。以前の特別委員会でしたか、申し上げましたように、基本的に南三陸町は東日本大震災の被害を受けたということで、まずもって町全体が2割評価を下げるということが決定してございますので、市街地も、あるいは入谷地区も2割、まず評価額は下がるということで、ご理解をいただきたいと思います。

土地の利用復活につきましては、先ほど申し上げましたように個々に今、調べております。土地の評価がなかなか下がらないというようなお尋ねでございますが、これまでも何度か鈴木議員のほうには説明をしてきたつもりなんですけれども、やはり志津川、あるいは歌津もそうなんですけれども、どうしても平らなところが少ない、そういう地形条件、それから市町村ごとに標準値、価格を決めるポイントを決めてあるんですけれども、当町でも130カ所くらいございます。その市町村ごとに長い歴史の中でそのポイントをずっと鑑定してきて、そして現在の価格に至っているわけですので、これを今回の震災に遭わせて一気に下げるとかというふうなことは、制度上はできないということでございますので、この辺もあわせてご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 8 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 9 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 10 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 11 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 12 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第6、承認第2号専決処分の承認を求めることについてから、日程第12、承認第8号専決処分の承認を求めることについてまで、以上、本7案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本7案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして、議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました承認第2号から承認第8号までの専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成24年3月31日付で専決処分を行った物品の貸付について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

内容といたしましては、東日本大震災で被災した公共下水道志津川処理区の中で被災を免れた住家に対し合併浄化槽を設置し、これを無償にて貸し付けするというものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の

上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 本件につきましては、23年度におきまして中瀬町地区の被災を免れた6軒と、一部被災はあったもののその後修復した1軒、合計7軒の方々の汚水処理について、震災により下水道が使用できなくなったものですから、その代替施設として町が1軒1軒に浄化槽を設置し、汚水処理を行ってもらうことにしたもので、この浄化槽を個人に無償にて貸し付けるとしたものであります。また、貸付期間は、浄化槽本体の耐用年数といわれております30年間とし、機器の運転維持管理等に要する経費はすべて使用者の負担で行ってもらうとするものであります。

あわせて、この貸付期間内に機器の更新工事等が必要になった場合にも、使用者の負担で実施していただくとともに、本体機器の更新工事を実施した時点でこの貸付契約も自動的に消滅するとしたものであります。

本来であれば、議案として提出し、議会の議決を受けなければならなかったところですが、補償工事という頭しかなかったもので、それとこのほかに斎苑もあわせて浄化槽工事をしていたものですから、そっちのほうにちょっと頭が行っておりまして、失念してしまった次第でございます。申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 震災により、下水道の本来の機能が果たせないということで浄化槽を設置したということで、汚水の処理のためにやったんだということで、内容的な説明はわかりましたけれども、1軒当たり、この内容を見ますと設備一式という内容なんです。要するに、設置する工事費も含めて一式という解釈でよろしいのかなと思うんですけれども、単体だけを買ってぼんとやるんじゃなく、浄化槽そのものを買って、業者さんをお願いして設置した設備費もすべて含めて無償貸与という、そういう工事の内容なのかどうなのか。この中身、設備一式となっているんですけれども。全体的にというか、ここは7軒ですか、今回出たのは、1軒当たりの平均の金額というのはどれぐらいになっておるのか、それが第1点です。

今回は、この下水道を利用しておった志津川地区の震災を免れたといえますか、うちが流されないで残ったということに対して無償貸し付け。それは、歌津地区にも、伊里前に対象者

がなかったのかどうか。

それから、今後、下水道の復旧がいつころになるかちょっとわかりませんが、例えば高台移転なり、あるいは個人でうちを建てると、津波で流されてですよ。そこに、やはり浄化槽を設置するわけですよ。そういった方々にも、こういったように無償貸与しなければならないと思うんです。ここだけというわけにいかないと思いますよ、今後、公平性を期す場合には。だから、そうしますと大変な額になるなという気がするんですが、そういうのは復興交付金か何かで来るんですか。その辺の財源なんですか。それはどのようにして、資金の調達というか、財源を調達していくのか。今回だけはやるけれども、今後の高台移転とか個人で建設する際の浄化槽は対象外ですよというわけには、これはいかなくなると思うので、その辺の心配を私はしているんですが、その辺の財源とか何かというのは確保されるのかどうか。復興交付税か何かでね。その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 1点目の平均工事費は、115万4,000円ですね。全体で923万円ほどかかっているんです。これは、斎苑の部分も含めましてですので、8基で割りますと115万4,000円ということになります。これは、設置費込みですので。一式です、すべて。

それから、2点目ですか。ほかにもよそへ移転した方に対して同じようにつくるかといいますと、その辺は現在考えていないんです。あくまでも残った方にだけ機能回復ということで実施したものでありますので、ほかに移転したという方に関しては通常の浄化槽補助とか何かで対応していただくと。あるいは、復興交付金の中で、高台移転の費用の中で実施いただくというふうな格好になるのかなと思っております。（「伊里前地区について」の声あり）

歌津に関しましては、現在そういうふうなところがございません。申し込みもございませんで、ほとんど浄化槽につないでおります。以上です。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 額は、1軒当たり115万4,000円はわかりました。

この今回出した、これだけしか無償貸与はしないと。今後については考えていないということなんだけれども、その理由はどういうことでこれだけに限定されたのかですね。今後を考えないという理由は何ですか。だって、流されて被災を受けたのは、皆平等なんです。うちが残ったとか残らないとか、むしろ残らない方々に手厚い補助をしなければならないんじゃないですか。私はそう思いますよ。だから、その辺はどういうふうにして線引きをしたんですか。これは、課長さんに言ったってなかなか難しい部分も出てくると思うんだけど、

町長ですか。何でここだけ無償貸与して、これからのこととか、同じ被災者ですよ。どこで線引きをしたんですか。気分でやるんですか。それで、どういった法令のもとで無償貸与したのか。何かうたわれてあるんですか、特例か何かで。今までは浄化槽とかある程度、何人槽は何ぼとかと額が決まっていたわけだ。これがすべてということになると、どういう法律で、どういう条例でこういうふうになったのか。これは、100%国のほうからの交付税で賄いますよと、今後はないですよということになっているのかどうなのか。そこをわかりやすく、住民の方が納得できるような説明をしないと、「何でここだけや」ということになるんですよ。皆さん同じ被災者ですから、そののところをもっと分かりやすく説明してください。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） では、私のほうからとりあえずご説明を申し上げますけれども、この補償工事については、23年度のあれは12月でございますか、下水道の特別会計でこの補償工事を施工するという予算計上をした際に、若干当時所長のほうから説明があったやに記憶しているんでございますけれども、いわゆる今回対象になりましたのは、今所長のほうから説明ございましたように、公共下水道区域内で、特に八幡町中瀬町地域がこれまで公共下水道区域内でございまして、終末処理場まで接続になっていたわけですね。

今回、被災しなかった8世帯については、水洗トイレなり公共弁がもうそのまま健全なわけでございます、本来なら町が災害復旧で終末処理場に接続をさせながら、歌津の特環地域についてはそういう形で復旧をさせながら、できるだけ早い機会に復旧をさせたという経過があるんでございますけれども、志津川地区については8軒と。これを土地利用計画の中で、あの地域全体が大きく変わろうとするときに、復旧工事を今入れて終末処理場に本管を接続させるわけにはいかないというようなこともございまして、その被災を受けなかった方々については、その方々については何ら、自然災害とはいえ、本来なら町のそういった公共復旧事業で終末処理場に配管をしてもらえば従前どおり宅内の公共下水道は使えるわけでございますけれども、それが使えないということでございますので、それを補償するような形で下水道の終末処理場は稼働させないという町側の判断の中で、そういった方々については補償というような形で、今回工事を町側が発注して設置をしたと。その施設については、無償で貸し付けると。当然、公共下水道でも維持管理費は水道料金も含めて、それぞれ各自負担というのが原則でございますから、今回も町側の負担で設置はしてございますけれども、管理はそれぞれのご自宅、受益者にやっていただくという考え方にしたものでございます。

じゃあ、被災された方々が、今度高台等への移転、防集であれ個別移転であれするわけでご

ございますけれども、そこは公共下水道区域外になるわけでございます、震災前と同様、区域外にそれぞれ新築等をなさるといふ分については、別の合併浄化槽の補助制度を活用して設置をいただくという考えと同様に、今回の防災集団移転。それも1軒1軒になるのか、あるいはミニプラントみたいなものにしていくか、そこもこれからの検討になりますけれども、基本的にはそれぞれ別の浄化槽の補助制度を活用しながら設置をしていただくという考え方で整備をしたものでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） やり方はいいんです。やり方はいいのね。要は、ここだけがすべて無償で設置対応すると。あとは、ある程度の浄化槽の決まりにのっとった補助だと。これも浄化槽なんです。今回改修するのも浄化槽、新しく今後やるのも浄化槽なんです。だからそこなんです。下水道じゃないんですよ。同じ浄化槽なのに、ここだけが下水道が繋がらないからということで無償だと。これは浄化槽だからね、これもね。あとのやつも浄化槽で、その差が出るわけなんですね。だから、その辺の解釈が、住民の方々が果たして納得できるかなという、どういうふうな法律に基づいて、この無償貸与になったのかということも含めてね。どういう決まりでこういうことになるんですかということなんです。例えば、災害時に下水道の機能が果たせない場合は、町が全額負担して浄化槽を設置するかという決まりがどこにうたってあるのか、そこを聞いているんです。やっぱり、行政の執行というのは、あくまでも条例なり自治法なりにのっとってやらなきゃならない事業ですから、気分で動くわけではないですから。その辺、どうなっているんですかということなの。先ほども言いましたように、これは震災を受けた人は、皆平等に震災を受けているもんだから、ここだけが対象であとは自分たちでやりなさいというのは、これは納得いくべかなど心配しているんです。そこを聞いているんですよ。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） おっしゃる部分は、ある意味こう理解できるんですけども、一つは今回した分については、本来ならこの方々については従前どおり公共下水道が利用できる環境にならなきゃいけないわけですよ。今まで公共下水道に接続して、それが災害の関係で公共下水道としては、当該地域については当面稼働できない、しないという方針でございますので、したがってその方々については、従来の公共下水道というサービスを提供できる権利があるわけでございますけれども、それが町側の都合といたしますか、わかりやすくいえばそういうことでその提供が受けられないということでございますから、それにかわる措置を町側

が補償、補てんするような考え方で今回措置をさせていただくということでございますので、法律というよりも一つの、それをしなければならないという法律はございません。ただし、今お話ししたような制度上からいえば、町がそのサービスを、公共下水道という形で公共升は使えないわけですから、それにかわるいわゆる下水道設備ということになりますと、合併浄化槽ということしかないわけでございますので、それを町が代替施設として提供したという一つの政策決定ということでございます。

その他の方々の公平感の話なんでございますけれども、同じような今回、漁集が袖浜地区と波伝谷地区でございます。それから、特環下水道で歌津地区でございます。伊里前工区につきましては、先ほどお話ししたように同じような環境で、被災をしなくて、それが終末処理場に配管等の関係でそのサービスを受けられない、あるいはご自宅のそういった施設が使えないという方は、大変ありがたいことにはございませんでした。ある一定の期間はございましたけれども、それはすべて接続してございますので、今提案いたしておりますような環境と全く同じものはございません。

それから、波伝谷地域については、漁業集落環境整備事業でやったんでございますけれども、これはすべて壊滅ということでございますので、そこは地域にもお話ししてございますので、同じように被災をしないで接続しているということは、幸いというのはおかしいんですけども、それだけ被害が大きかったということでございますけれども、同じような環境に置かれている方はございません。

それから、袖浜の漁集については、被災を受けなかった地域については、それは終末処理場に配管をして、歌津の特環区域と同じような環境を回復させてございますので、ないということでございますので、そういう意味で、今後高台移転、あるいは個別移転する方々との公平性という、合併浄化槽の設置であることはそのとおりでございますけれども、今話したようにそれを設置して、町が補償、補てんをしなきゃないという理由については、説明申し上げたとおりでございますので、一定のご理解をいただいていると思っておりますけれども、同じ合併浄化槽といってもいわゆる個別移転をされる方は区域外でございますので、そこの公平感というのは、不公平感というのは、合併浄化槽ということだけをとらえれば、何かあそこだけ入れてとなるんですけども、そこにはそういう背景、根拠というかがあるわけでございますので、そこをご理解いただければ不公平感という大きく出てこないというように、私どもは認識をいたしてございますけれども。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 政治的判断ということがいろいろと出てくるんでしょうけれども、さてその住民の方々に納得していただくには、ちょっと難しいかなということも考えられるんですね。

今回、たまたま浄化槽を町が設置しまして、公共下水道の住民の方々に行政サービスということで提供していると。それができなかったために、そのかわりといっておかしいけれども、浄化槽を設置して生活してほしいということにもなるのは、理屈はわかるんですが、ただ今回のこの浄化槽だけでなく、震災によって町が提供するサービスが受けられないものも結構あるわけですよ。浄化槽だけじゃなくね。しかし、そういった方々は、震災だということで皆さん我慢しているわけですよ、我慢。だから、そういう人たちの配慮も今後、この浄化槽じゃなくですよ、町の責任でやらなきゃならないものがあるわけですよ。水道にしたって、いろいろと。病院にしたってそうですよ。だけど、震災によってそれができなくなったということは、住民の方々もこれは津波で流されたんだから仕方がないということで、皆さん我慢してやっている人たちも結構いるわけですから、それはどうなのやということに今度はなってくるわけですよ。なぜここだけ。何も私は悪いといっていないですよ。（「わかっています」の声あり）反対とか何かじゃなくて、今後公平性、あるいは平等性、それから住民の方々の理解ですよ、問題は、理解。それをどのようにして理解してもらうかということが、一番考えるところなんで、この1軒当たり110万円何がしというのは、これは復興財源としてやれたのかどうか。今後も、例えばこういうことになった場合に、国のほうに要求して復興特例なり特別交付金でも来るとかというんであればいいけれども、これは持ちだし分があってやる事業となると大変なことだなと思っているんですけれどもね。その辺ですね、平等というのは。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 工事費はすべて単費でございます。ただ、先ほどちょっと言い忘れたんですけれども、仮に下水道、復旧は補助でやれますけれども、復旧して稼働させますと、あそこから利用料金というのがとれるのが、大体年七、八軒で、40万円から50万円ぐらいなんです。ところが、あれを稼働させると年間600万円ぐらいかかるんです。ですから、そういうことです。よろしくお願ひします。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今、復旧工事との関係でちょっとお話が出ましたけれども、それは別としまして、今回補償工事をせざるを得ない分についてはご理解いただいているということ

で、ありがたいと思っていますけれども、同じ処理区域内の方が今度高台に移転する、そして個別に合併浄化槽を設置しなきゃいけないということになりますと、当然新しい負担が出てくるということに対するそういった支援というか、そういうものをどう考えるんだということも含めて、その他のもろもろの財政負担も含めてのお話してございましたので、それは行政報告の中でもございましたように、それが可能かどうかは別にして、そういうような部分については現行制度を活用する、そしてそれに町がまたどういった支援ができるのかとか、そういう面を考えていかなければならない部分だろうというように思います。

それ以上、踏み込んだお話しは、ちょっと今私の立場では申し上げられませんが、そういった部分についてはいろいろ、今後町の単独の各種支援対策の中で縷々検討はさせていただきたいというように思いますけれども、この合併浄化槽という分については従前の合併浄化槽の設置とは背景、そういった事情が違う中での合併浄化槽の設置ということについては、改めてひとつご理解を賜りたいというように思います。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） ただいまの案件であります、不公平感がないんだという説明であります、私は不公平じゃないかと。

ということは、下水道負担というのは、津波被害を受けた人もみんな負担をしております。そういうことであれば、今回の7軒ですか。それに対するそれは、悪いことではないと思いますよ。しかし、今後新たに新築する方々が下水道負担というものをしているんだから、そして被害を受けているんだから、その方にもそれなりの住民サービスを公平、平等の意味からいっても、する必要があるんじゃないかと。それを担保しないで、今この7軒にだけこれ無償でどうこうということは、私としては不公平だと思いますよ。認めることは、私としては難しいなとそういうふうには思っていますが、その辺はどういうことを考えているのか、そこまで考えているのかどうか、お答えをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ご指摘の部分については、十分理解をいたしてございます。当然、受益者負担金を納めて下水道に接続をしているということでございまして、それが被災をして区域外を本意、不本意は別にして、逆にいえば不本意ながら移転をしなきゃいけないということでございますから、新たに負担かかるといことはそのとおりでございますけれども、その辺についてはこれからやっぱり今お話しのように、そういった受益者負担相当分の扱い方も含めて、そこは十分考えていく必要はあるだろうというふうには今改めて認識をさせていた

だきますけれども、ただ合併浄化槽を今回補償した分と同じような考え方で対応するという
ことについては、これはどうなのかなというふうに思います。合併浄化槽を設置なさる場合
の支援のあり方については、そういった部分も含めて、検討は十分していく必要はあるのか
なという気持ちはこちら受けてめらせていただいて、十分検討はさせていただきたいとい
うふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 検討とかというお話しですけども、今の段階でやはりある程度のそう
いう説明がなければ、我々は議会として町民平等の原則からいっても、公平性に欠けるんじ
ゃないかと思いますよ。残った人は、下水道関係だけで、あとの建物、住宅はあるんだから、
今のこの方々はね。みんななくなった人から見れば、全く被害は少ないわけです。あとの人
は下水道負担というものをしながら、何もなくなったんですから、家財ともすべてが。その
方の措置もしないで今ここでね、特別優遇だと思いますよ、こういうやり方は。私は、本案
については、もう少し検討する余地があるのかなと。

それから、下水道負担をしていた町民、歌津、志津川もあるんでしょう。その方々にはどの
ような考え方をするのか。今後検討するとか、何かを考えると、そんなごまかしの答弁で
は納得できませんよ。もう少し納得のできるような説明がなされればですけども、そう思
いませんか。普通でそう思いませんか、皆さん。そう思うのは当然でしょう。下水道だけや
られた人は、全くいいほうなんです。みんななくなっているんですから、あの方は。
下水道なんかじゃなくね。下水道のその負担というのは、みんな返すんですか、じゃあ。そ
れだったら別ですよ。下水道負担する、60万円ぐらいですか。それをみんな返してもらうん
なら、これは別だ。それは、どういう考えをしているのか。もう一度答弁してください。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今回、特に被災された方は、そういう経済的なご負担を考えれば、大
変な負担ということは十分承知をいたしてございます。今回、これはサービスを提供する
ということじゃなくて、いわゆる町側の責任で、そこは震災前に持っておった機能を確保する
という、町側の責任の一つとして対応させていただくということで考えさせていただいたも
のでございまして、この方々に特別なサービスを提供するというような考え方ではないとい
うことについてはご理解いただいていると思いますけれども、一方でそういった被災された
方々、特に受益者負担を納めて、また新しく別な制度をしなきゃないという方々との、そう
いう意味での不公平感、公平性ということについては、これは十分、今どのような形ででき

ますか、ちょっとまさしく今検討させていただかなきゃいけないわけでございますけれども、そこは十分ご指摘の意を踏まえて検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 阿部議員、それから三浦議員からもいろいろご指摘をいただきまして、そのご指摘の部分については、なるほどというふうに私もうなずく部分がございます。ただ、特に今回このケースにつきましては、ある意味特異なケースだったというふうに思います。したがって、我々とすれば、そこにお住まいの方々がとにかくトイレを使えないということで、これはどうにもならない状況でございますので、今回我々としてはこういった対応をさせていただきました。

今、ご指摘がございましたように、これから合併浄化槽、当然これから高台移転等を含めまして、そういう設備工事が出てまいります。そういう分につきましては、当然我々としてもそういった皆さん方に対する措置ということについては、先ほども副町長が言いました、検討は十二分にさせていただくということについては、お約束をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 町長、今、今後検討するということでもありますけれども、やっぱり不公平だと思います、こいつは。1戸に無償で115万円もかけてやる中に、この方々はいいいんです、うちが残った分。うちもない、流されて何もなくなって高台に移転しようとしても、それらすべて手出しです、これからは全部。私、何回もいうとおり、自立再建なんて本当に惨めですよ、本当に。

あらゆるもの、下水道から何からというんで、これだって115万円は、一方はただで施設してもらって、私もかつては下水道の会員で、加入金二十何万円を納めて、そして会員である中に、例を挙げますと、今回私はその下水道の範囲外だと言われました。それで、今までのその範囲で特環下水道事業をやれるのかといたいんです、私は。地域の区域の見直しは必要だろうと。さらに、高台移転をするところまでを含めるんだったら、下水道事業を根本から見直さなきゃならないんじゃないのかというんです。だって、私はかつて25万円も加入金を払ってやっていたんですから、入っていたんですから、その会員の権利はあるはずだよと言いたいわけですよ。あのときは、特例で割引があって、それは払ったんですね。だから、そういうことからするとみんな権利者なんですよ。その方々が、今度は自分も高台に移転して、区域から外れたからおまえたちは一切対象外だ、あと合併浄化槽でやりなさいよ

と。その割引の補てんはそっちでやりなさいよと、こういう説明なんだね。だって、一方では、同じ会員でありながら家が残ったんですよ、この方々は。そいつの上に、さらに無償でまた直してもらうんだもん。「何かだってんだべ。」と思うんです、我々から見れば。「不公平きわまりないべっちゃ。どれ、こんなや。ほんだら、おらだって無償でもらったって。」と、同じ会員ですから、そういうふうな感覚に思うんです。だから、副町長が何ぼ説明したって、一般町民の方々は理解しないと思いますよ、私を初め。アンバランスだ、不公平だ、平等でないと、こういうようなことになると思います。

その辺のところを、やはりそれにこたえるには、何回もいうけれども、町独自の支援策だとか何とかで面倒を見てやらない限りには、こういう議決をして果たしてこれでいいもんだべかなと今、私自身もね。あとで後悔するようなことにならないべなと思ったりもしています、実際ね。だということだと思うんです。いかがですかね、町長。その辺のところ、有効な手立てを何か考えて、今後のことはそれなりに前向きに検討するということであれば、私はこれは悪いことではないですから、救済策ですから、当然これは議決しなければならないのかなとこう思うんですが、後の話の点で大きな不公平感が町民から出てくるということは、私も危惧します。そのことについて。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご指摘をいただきまして、そのとおりでというふうに思います。

しかしながら、何度も繰り返しますが、今回特異なケースでございました。そういう意味では、ある意味政治判断といいますか、そういう判断をさせていただきました。しかしながら、先ほど来、いろいろ復興再建に向けて町民皆様方に対して、どういった町独自の支援策があるんだということも再三お話しをいただいております。我々もいろんな支援策ということについて、検討、詰めをしているところでございますが、その中におきまして、今ご指摘の部分につきましても町民の皆さん方に、この制度と同じような形にいくということはちょっと無理でございますが、違う形の中ででもとにかく支援をするという形の中で検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより承認第2号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第4号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第5号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第6号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第7号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第7号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第8号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第8号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第13、承認第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして、議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第9号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成24年4月6日付で専決処分を行った平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、本会計において早急に運転資金を確保する必要が生じたことから、一時借入金の限度額の設定について専決処分としたものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、細部説明のほうを行わせていただきます。

内容的には、今町長が申し上げたとおりでございますけれども、訪問看護ステーション事業につきましては、昨年度利用者が大分少なくなって、1,000万円程度の赤字決算となるような、今見込みでございます。そういうことで、前に資金的に余裕があったんですけれども、年度末の預金残高が少なくなりまして、4月の支払いに滞るということでございまして、今回一時借入金の限度額を設けさせていただいたということでございます。不良債務としては発生しないんですけれども、どうしても2カ月分の診療報酬が2カ月遅れになるということで、500万円くらいのお金が2カ月後にしか入ってこないということでございまして、そういう格好になるということでございます。

それでは、別冊の平成24年度の訪問看護ステーション事業の会計補正予算書というものがお手元にあるかと思っておりますけれども、そちらのほうをちょっとごらんいただきたいと思います。

1ページ目でございます。補正の第1号といたしまして、第3条に一時借入金ということで、限度額を3,000万円というふうに定めております。3,000万円という予算的にはその内容は要らないんですけれども、限度額は余分に、申しわけないんですけれども、大きく設定させていただいております。現在は、この中で2,000万円の借り入れを起こして、それで運用資金として使っているところでございます。それで、第2条の収益的支出ということでございまして、この2,000万円の借り入れを行っているための利息を支払うために、この収益的支出のほうに利息分の費用を出させていただいております。利息といたしましては、銀行の大口定期預金率を参考にいたしまして、0.03%ですか。2,000万円の0.03%の利息ということを考えていまして、ここに計上させていただいております。

ということでございますので、よろしくご審議の上、よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 訪問看護ステーション補正予算なんですが、今説明ですとかなり利用者が減ったと、そういうことで限度額を上げるということなんですが、かなりというのはどの程度で、見通しとしてはどうなんでしょうか。今後の運営の仕方というか、ステーションを利用する人たちがどれくらい減っているのか、今後どうなのか、その辺をちょっとお聞かせ願います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 最初のほうは、4月についてはこういう災害のときなので、ほとんど利用者というか、行けなかったというのもあります。それから、4月の末ごろから活動し始めたんですけども、利用回数については最初のころは100回とか、そういうくらいのスタートから始まっております。でも、現在は350回くらいに戻ってきておまして、どうしてもやっぱり去年のその決算としては、最初のころのスタートでやっぱり赤字がそれだけ、人件費が同じようにかかっていますので、収入が余り入ってこないということで赤字になっていると。現在のところは、400回くらいの利用回数になれば月で赤字にならないんで、それくらいを今目指しているんですけども、まだそこまでいっていないような状況です。350回から400回の間というところですね、訪問回数が。ということでやっています。

大体350回くらいですと、月とんとか、ちょっと月単位で赤字になるくらいの状況でございます。これが徐々に伸びてきていますんで、400回から、前のときですと500回を超えていたんで、それくらいになるとまた経営的には黒になってくるという状況になります。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） こういう震災があって、あと利用していた先生方も被災されていますので、多分その辺も減っているのかなと私は思っているんですが、診療所がなくなったということで、利用している先生方もいないということで減っているのかなと思っていました。

でも、今説明ですと350回、そして今後の見通しとして大体400回ぐらいになると。今、いろいろ町としてもデイサービスなんかも始めるという話もされていますので、見通しとしてはいいのかなと思っておりますので、今後ともぜひ、これはなくしてはられない事業だと思っておりますので、頑張ってほしいなと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第9号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第14 議案第52号 普通財産の貸付について

○議長（後藤清喜君） 日程第14、議案第52号普通財産の貸し付けについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第52号普通財産の貸し付けについてをご説明申し上げます。

本案は、株式会社シルク総合開発から、町有地である旧入谷中学校敷地において、養蚕一貫生産事業を起業したいとの申請がなされ、町として当該企業に対し、当該町有地を本年6月1日から5年間無償にて貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、議案関係参考資料の28ページ、A3判の縦長の図でございますけれども、今回の無償貸し付けを予定している旧入谷中学校の敷地でございますけれども、ご案内のように中の町227番地と、同じく232番地の1、2筆になってございます。227番地でございますが、総面積4,078平米でございますけれども、そのうち今回グリーン分の1,700平米を無償貸し付けしたい。この部分につきましてはの坪数は、514坪でございます。それから、232番地の1の黄色い部分でございますけれども、この部分につきましては2,809平米、坪数にしますと850坪。合計で、今回貸し付けを予定している土地の面積は4,509平米で、坪数で申し上げますと1,364坪を予定してございます。

なお、着色部分の下の部分につきましては、現在は仮設住宅が建っております。

なお、入谷中学校の体育館につきましては、有償にて当該事業者へ譲渡を予定してございます。

なお、本事業計画につきましては、農林行政担当参事のほうから説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 農林担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） それでは、事業計画概要ということでご説明をさせていただきます。

きたいと思いますが、参考資料といたしまして事前にお配りしておりましたこのカラープリントのもの、南三陸町立入谷中学校跡地活用養蚕一貫生産事業計画修正概要。修正概要と書いてあります「修正」の意味は、23年度予算に既に一度議会のほうにも体育館の譲渡に係る予算を計上する際に、一たんご説明しておりましたが、震災前の計画から震災後において計画の変更見直しをした上で、事業者のほうから再スタートしたい旨の申し出を受けまして検討を進めてまいりまして、このたび提案をさせていただくという経過でございます。

お聞きいただきまして、さらっと概要でご説明させていただきますが、1ページ目、お聞きいただきます。

基本方針ということで、企業側がどのような事業の進め方を考えているかというところがございまして、企業側としては衰退産業となってしまった養蚕業が、国内で繭の生産が非常に難しい状況、生産量が少なくなったところを逆手に、産地であります南三陸町で国内生産した繭を使った新たな高度利用を事業として展開したいというような考えで示されてございます。その利用の内容でございますが、一番下の③新たなステージ開発というところの下から2行目あたりに、ちょっとそれらに触れてございまして、「近年、この分野に関する新素材の開発は目を見張るものがあり、健康食品や医薬品を中心とした市場性拡大が期待されており」というようなことで、「とりわけ製品安全性を意識した原材料（国内産）の需要が要求されるのが必至です。」というように、そういったことからのビジネスチャンスを見込んでの企業進出でございます。

具体的には、どういったものを生産されるかということでの説明をさせていただきますが、資料では5ページ目をお聞きいただきたいと思っております。

事業の進捗状況および予定とございまして、②に事業の生産計画とございます。文章の中で、生産するものにフィブロインとかセリシンという、いわゆるタンパク質の物質を繭や蚕から抽出する事業がメインになるようでございます。なかなかわかりにくいんですが、この繭からとられるタンパク質が、今非常に注目を浴びるシルクアミノ酸というものに変わっていくんだそうなんですが、このシルクアミノ酸が非常に多様な健康への効果が期待されていると。どういった効果かといいますと、抗菌、抗ウイルス、抗ストレス、抗疲労など免疫力を高めて、さまざまな健康への有効成分になるというようなことがいわれているんだそうでございます。そういったものの原料となるものを生産する計画ということでございます。

その生産方法につきましては、地元の農家から桑を直接購入する方法、それから会社として桑園を借りて、そこで雇用した人に働いてもらうというような方法、それから直接繭を生産

される農家から繭を購入する方法などによって、仕入れた材料を抽出する事業というようなことをございまして、中にはそれを使って化粧品や石けんといった製品までつくる計画も盛り込まれているということをございます。

資料で6ページ目に資金の計画をございます。

初期費用として、施設の整備予算で3億円、2段目は再掲をございます。それから、事業準備費5,000万円、それから初年度運営費5,000万円で、4億円の初期経費という内容をございまして、調達につきましては自己資金をございますが、会社の役員の出資というふう聞いております。事業の規模につきましては、当初は生繭生産で0.5トン、加工出荷で5トン、最終見込みとしてはそれを3トン、それから出荷量として10トンまで伸ばしたいという計画をございます。

雇用の関係、出ておりますが、当初は24名とありますが、これは内容を会社のほうから確認しまして、常勤で初年度は10名ほど雇用したい。そのほかにつきましては、農家に桑を生産してもらい、そういった非常勤雇用というものを見込んでいる人数ということで、確認をしております。

資料の10ページをお開きいただきますと、その整備の概要ということで土地利用の図が書いてございます。ちょっと真ん中から上に、こう四角く塗ってある部分の右側が体育館、左側は校舎を解体した位置をございまして、とりあえずはこの体育館を利用したところからスタートし、左側の校舎のほうは次年度以降の事業の展開を見ながら整備していくということをございまして、真ん中から下の四角く区切ってあるところが仮設住宅というイメージをございます。

これらを踏まえて、担当課といたしましては、事業の受け入れを決めるポイントとして、大きく4点ほど検討をしております。

一つは、期待効果があるかという点をございますが、雇用の効果ということで常勤10名、それから非常勤の方々の雇用。それから、地域産業への波及効果ということでは、養蚕ないしは遊休桑園などの利活用ということへの一定の効果が期待できる。そういったことでの効果の点での期待をございます。

それから、公害等の害がないかということにつきましては、騒音や悪臭、排水、景観、そういった問題については確認してございまして、問題がないという判断をしております。なお、小学校の通学路との兼ね合いにつきましては、既に安全確保のための打ち合わせ、協議をしているところをございます。

3点目は、地域の理解が得られているかということにつきましてでございますが、これにつきまして、雇用機会やそれからもともと養蚕の歴史のある地域ということで、地域との話し合いなどで地域の理解を確認しているところでございます。

最終的に、企業の安定性と町のリスクの関係でございますが、企業活動ですので企業側の安定の部分につきましてはなかなか将来まで保証しきれませんが、少なくとも町のほうでのリスクという部分につきましては、財産の貸し付けということで、5カ年間無償貸し付けを行うということでスタートする計画でございます。

簡単ではございますが、細部の説明とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この事業につきましては、震災前からいろいろと話が持ち上がりまして、私たちもこう説明を受けたわけなんです。当初の話の記憶をたどっていくと、この東北撚糸という会社と、それからロード21がこの事業主体で事業を進めるんだというようなお話であったわけです。震災後は話が途切れたといいますか、ここにきてまた再度この話が盛り上がってきたといいますか、出てきたわけでありまして、ここの今の参考資料に修正概要ということで皆さんにもこう配付になっているんですが、そのロード21という会社がないんですよね。そのロード21という最初の話を持ってきた会社なんですけれども、これはどうなったのかですね。なぜ入っていないのか、最初に話が来たのと全く最初の説明、事業の内容から見ると、今回は100%変わってはいませんが大きく変わっているわけですよね。今、5分、10分で、この議会に対してその説明だけで、果たして皆さん納得いったのかなという、私自身も納得いかないでいるんですね。

それから、この公共用地を無償で貸し付けるという議案なんですけど、その貸し付けに当たっての賃貸契約なり、あるいはその契約内容というものがあられるわけですよね。その当該企業に対しての貸し付ける契約書みたいなのがね。それは、いつ出してくるんですか。本来は、きょう、ここにこういう内容で貸し付けますよという物を出さなきゃならないんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうかね。内容がわからないで、ただ貸しますよ。貸す条件といいますかね、貸す条件。例えば、目的外使用をされては困りますよとか、そういった場合は返してもらいますよとか、そういったこともきちんとした契約書という物をやはり出さないと、ただ貸します、こういうものをやるんだそうですから貸すんですでは、これ

はなかなか我々議会で議決するというのは難しいかなと思うんですよね。こういう内容で、きちんとした中身でもって貸すんですよと、いかがでしょうかというのが議会に提案するひとつの大きな要因ではなからうかなと思うんですが、中身がわからないんです。その辺、どう考えているんですか。いつものごとく、何でもいいから賛成してけれというんでは、これはなかなか難しいですよ。その辺。

それから、地域の住民の方々とかかわりといいますか、この会社を運営していく上でね。先ほど何項目か、担当のほうから話があったんですけども、地域産業との波及効果とか雇用の効果が事業を受け入れする要件の、ひとつの大きな要点だということでお話がありましたが、その辺の中身ですよ。要するに、今桑畑が何ヘクタールあって、このうちに耕作放棄地というんじゃないんだけど、それを活用してこれまであった桑畑を再利用するんだと。そこから年間幾らぐらい売るんだとか、それによって地元こういう経済効果があらわれるとか、あるいは雇用する際に当たって、例えば桑の畑の管理とか、あるいは生産をする方々を何人受け入れるとかというのを大まかに、大体話がついているんならいいんだけど、これからのようなんですよね。それを、実は私ども産業建設委員会が5月10日に本社工場といいますか、会社にお邪魔させてもらって、そのときにお話ししてきたんですが、土地の無償貸与、あるいは貸与の仕方の議案が出てくるから、それまでにきちっとした事業内容を出しててくださいよという話はしてきたんです。ところが、何もまだないようなので、私らは中身が、地域の桑畑を所有している方々の収入とか、こういったことで雇用される、きちんとしたものがもう出てきているものかなと思ってきょうここに来たんですけども、そういうのはまだ出ていないんですかね。その辺やっぱり、これは無償貸与するんですから、その辺どういうふうになっておるのか。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） お尋ねの後半の部分を、契約書の関係は別として、後半の部分についてお答えさせていただきたいと思います。

事業の具体的な計画、もう少し踏み込んだ内容の話をさせていただきますが、現在は見込んである桑園、町内では集めれば20ヘクタールぐらいの即対応できる桑園が確保できる見通しで、農協のほうと打ち合わせしているところなんですけれども、まずもって10ヘクタールぐらいから事業者は始めたいと考えているようでございます。

生産量は10アール、1反歩当たり100キロの桑が生産できるということで、金額的には、これはまだこれから農家を入れての話をしないと確かに金額は、契約までいきませんが、見通

しとして会社側として1反歩10万円の生産量ができるんじゃないかというようなことで、見通しを立てているようでございます。

それから、雇用者のほうでございませけれども、先ほど申しあげました農家側が畑を貸すから会社のほうで自由に経営してくださいといわれる方法と、それから逆に桑の葉を農家が生産して桑の葉を会社に売りたいとする農家とがあるでしょうから、そこは今度個別に農家の希望をとりまして、それに応じていわゆる会社で非常勤雇用する人数が決まってくると。いわゆる土地を借り上げて、それに対して会社が桑を生産するために人たちはパート職員で使いたいということですので、これらの人数がいわゆる10ヘクタールから20ヘクタールを当初経営したい、桑の生産を必要としているんだそうですけれども、それを今言う方法のどちらを選ぶかは農家との協議なものですから、人数はそこでちょっと不確定だということですが、必要とする数量は10町歩から20町歩ぐらいの桑量が必要だというようなお話でございませ。

ただ、ちょっと順番を取り違えてしまったんですが、今仮設住宅がありまして、体育館を最初使って生産を開始すると申し上げた部分につきましては、桑の葉を使って蚕を飼うという行為はまだ行わないそうですので、初めは体育館の中でまずもって会社で現在所有している繭を持ってきて、その繭から先ほど申し上げたタンパク質を取り出す工程から始めつつ、次の年から校舎を取り除いたほうに養蚕を始められる施設をつくってスタートしていきたいと、こういった考えのようでございませ。

大体概要としては、すみません、そういったことで。農家への収入としては、桑の葉を販売しないしは労働者として入っていただくという計画で予算が組まれているということでございませ。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回の土地の使用貸借の契約でございませけれども、一般的に町ではそういった無償の契約をしてございませして、それと特に変更といいますか、特別今回こういう項目を入れたということは特にございません。

まだ、議会の議決を得ておりませんので、もちろん締結しておりませんので、案というような形では私も現在手元に持つてございませ。当然、要として今回この事業に敷地として使用するとか、それから権利譲渡の禁止ということで第三者に譲渡しては駄目、あるいは転貸しては駄目だとか、あるいはまた最終的に返還する場合には原状回復で返還すると、そういった内容が主でございませして、特にこの契約のために追加というものはございません。今、案

でございますけれども、契約書の案はございますので、ちょっと時間をいただければコピーしてお渡しすることは可能でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 順序が逆になりましたけれども、最初の質問の、これまでの経過の中でロード21、あるいは東北撚糸、そして今回シルク総合開発というその辺の経過でございますけれども、当時の担当しておった者も残念ながらおりませんので、私のほうからちょっと経過をご説明申し上げますけれども、もともとこの入谷中学校でのこの事業の企業化については、22年の春でございましたか、町のほうにお話しがございました。そのときは、確かにロード21という、これは産学官の連携でございまして、当然東北撚糸とかそういった企業、いろいろ入った方々に町のほうにお越しいただいて、この地域でこういった活動を起こしたいというお話しがございました。その後、地域のほうにもそういったお話しがあることについて問題提起というか、お話しを申し上げまして、地域でも積極的に前向きなお話しをいただいておりますので、お話しをいろいろキャッチボールさせていただいてきたんですけども、その間にこのロード21そのものが経営主体のあり方とか、あるいは資金の関係とかで内部分裂と申しますか、それぞれ構成が分かれまして、一時期話が中断になりました。それで、ロード21としては撤回をします。その後、実は東北撚糸が単独でもやりたいというお話しが来たと。単独でいいながらも、実際ロード21から示された考え方と東北撚糸が単独で、東北撚糸というのはご承知のように撚糸のほうですから、養蚕の生産部門でございませぬので、そういった部分についてもいろいろお話しをさせていただいておったんですけども、その後さらに東北撚糸じゃなくてシルク総合、そこも今回の資料にありますように事業支援企業ということで東北撚糸が加わる形で、新しくシルク総合開発会社という会社をつくってこの事業に乗り出したいということで、昨年震災前でございませぬから、暮れから新年にかけてそういう話が、しっかり経営主体は今年新しくこういうことだというお話しが来たのがシルク総合開発ということでございまして、当然そこには東北撚糸の方々も参画するという形でございまして、昨年の予算で、3月定例会で本件について予算等にお示しする段階ではシルク総合開発ということで、議会の皆さんにご説明を申し上げておったということでございまして、ロード21、東北撚糸、あるいはシルク総合開発という一連の流れについては、全く違う形態ではないんですけども、企業化する組み合わせという形の中でそういう変遷があったということでございませぬ。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど、総務課長のその案という契約の内容ですけれども、私はそれを一番懸念しているんです。これは将来のことですから、企業ですから100%完璧にいくとか、あとは100%駄目になるとかこの場ではなかなかいいかねるんですけれども、問題は当初、今もそうなんですけれども、あくまでも蚕を使っていろんな製品を加工する。それから、そのために地域の方々の桑畑を再生して、そこからえさとなるものを買って受ける。そのために、地域の方々に収入があると、雇用もできる。その事業の内容は非常に結構なことなんです。

ただ、企業ですからね。やりました、桑畑を使うから耕してくれ、整備してくれと整備した。要らなくなったからと、これを途中で投げられるのが怖いというか、事業がうまくいかないからやめたということになる可能性だって考えられるわけですから。そのロード21が内部分裂なのか、この会社そのものが倒産したのかよくわかりませんが、話がこう変わってくると果たして今回は大丈夫なのかなという懸念もするわけですよ。今度は大丈夫かなと。

それで、今度我々に配付された資金調達なんですけど、この4億円ですよ、資金調達予定が4億円。これは、民間企業からの資金支援ということで、金融機関からの借入れはないわけですよ。その民間企業からの資金支援というのは、この2ページに掲げてある事業支援民間企業というこの5社で出し合うという解釈でいいのかなとかですかね、4億円。その4億円を調達しなければ、この事業がスタートにならないわけなんです。その辺の動向といえますか、進捗というか、どれぐらい今調達になって、あしたに土地を借りて事業が進められるのかということなんです。

副町長、もう一つね。我々が5月10日に行ったら、説明員という方なんでしょうか、この環境創造株式会社という会社の全国代理店という方がおいでになりまして、これはここに掲げてある会社とは全く別会社なんですけど、将来構想をしゃべり始めたんです。その土地を使って、あるいは地域ですね。そのシルクと何ら関係ないというか、えっと思ったんですよ。いやいや、ちょっとあんたの話、待ってくれと。それは、その事業を展開する上でいろいろ出てくるでしょうと。しかし、我々は今このシルクを利用した事業展開についての話を聞きに来たんだということで、ストップさせてもらったんですけれども。もう物すごいんですよ、夢というか、希望というか、構想というか。もうぼんぼんしゃべり始めてね。ですから、私はその土地を貸す際の条件というものをきちんとしておかないと、何か先がね、結果的によくなればいいんでしょうけれども、ただわからないわけですから、その辺のその契約内容、条項というものをやっぱりきちんと定めなきゃならないんじゃないかなというふうに思います。

それでどうなんですか。資金の調達のお話しは聞いていますかね、4億円ぐらいの。今ごろ出たのかどうなのか、

その辺と、それから課長、あとその何をコピーして、やっぱり我々にも大丈夫なのかなという心配がありますので、議長、その辺の配慮をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君）　じゃあ、今コピーして渡します。農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君）　資金調達の関係で、確認させていただいた部分についてお話しをさせていただきます。

4億円の出資につきましては、金融機関からの調達と書いていないものですから、私も不穩に思いまして確認をしたんですけれども、このシルク総合開発は法人登記上4名の取締役が登録されておりまして、1人は齊藤 等氏、それからもう1人は東北撚糸の金井氏、それからそのほかにお2人の取締役がおりまして、その取締役らの出資ということで確認しております。

なお、その資本金が50万円というようなことで、これも余りにというようなことがあって確認したんですけれども、当初からその4億円の話がついていたんだそうですが、会社の設立を昨年22年の2月ですね。震災1カ月前ぐらいの時期に、会社の設立を先行しなくちゃいけないということから、出資の直前にもう会社の登記を先行してしまったんだというようなことで、資本金の部分については年内中に5,000万円程度まで増資を図りたいということで、会社のほうから確認をしているところでございます。（「資金の調達の件は」の声あり）

資金の調達4億円については、できているという確認でございます。

○議長（後藤清喜君）　ほかにございませんか。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君）　ただいま、いろいろ伺いをしておりますと、何か産業建設常任委員会の所管事務調査で行ってきたと。その所管の方々のお話を聞きますと、どうもすっきりしていないなというような感じがするわけであります。客観的に見ましても、この6ページあたりの民間企業からの資金支援、今説明を聞くとここに名前を連ねた会社みたいだと。どっちが本当なんだか、わけがわかんないと。

それから、この企業というか、こういうような会社が一体世の中にあるのかどうかです。繭っことでこんなことをしている、こんなことといえば失礼ですけれども、一体日本で初めて入谷でやるものか、それともどっかでやっていて成功しているんですよ、これはいいことですよと自信を持ってあなた方は議会に提案をしているのかですね。その辺が、いつも会社で運営といっても従業員が2人しかいないとか、半分の資本だというのもわけがわからない。50

万円の資本だというのね。50万円の資本で4億円の仕事をするとか、どうもこの信頼性というか、ちょっと何ですね。

それから、この内容、事業規模を見ても、最初の年は0.5トン、繭っこ5トンだと、加工出荷ね。それから、3トン出したうちは10トンだと、加工品がね。これも矛盾しているんだ。本当は、相当多く出荷ができるんじゃないかなと思うんですけども。これは、誰がつくって、どこからこういうことを、聞いて書いたんですか、課長は。この立派な図面、立派な内容。どうもこれは余りなるほどなと思えるものではないようです。そして、所管の方々が行ってみても、わけがわからないような話だと。だから、どういうものであるのか。部落の地域の住民が歓迎をするんだし、地域にとってはそれなりにメリットがあるというのも、メリットばかりかを考えてリスクを考えないのかということですよ。リスクもあるんじゃないかと思えますよ。勝手に来て、勝手なことをして、あとはさよならでは困りますよ。その辺はどういうものだか、誰がその責任をとるの。そこら辺までやはり考えて、自信を持って提案できる事案でなければいけないと思えますよ。その契約書というものをやっぱり出すべきですよ、指摘される前に。これは、否決されても何でもいいのか。これは可決されれば契約するんだから、どっちになるかわかりませんがね。そう思いますが、その辺、二、三点ご答弁願います。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） まず、新産業というようなことで、余り確かにシルクアミノ酸というものが、それだけで一人歩きした商品にはなっておりませんが、実はもう既にいろんなサプリメントと、健康食品とかには入ったもの、それからあと石けんなんかにも入ったもので、もう大変出回っております。このシルクアミノ酸というのは、日本の中では今大手で味の素と、それから三井物産がほとんど一手にこう牛耳っているようでございまして、そこから出ていくということなんですが、この今出ているシルクアミノ酸はそのほとんどが海外からの輸入物になっているわけなんだそうです。しかし、その消費者のほうは、例えば薬とかに使う、あるいは肌につけるものに使う、そうしたときに本当にその成分が大丈夫なのかという不安があるんだそうです。

実をいいますと、ロード21をインターネットで引いてみますと、既にその分野の商品を扱って商売をされているようです。ただし、内容を詳しく見ると、輸入品というようなことで、輸入、輸出品というふうに書いてあるようですけれども、そういったものになっているようでございます。

こちらのシルク総合開発からやはりいわれているのは、純国産品が欲しいんだというようなことをございまして、その部分について地域の環境とか、あるいは歴史的な資源に非常に魅力があるということで、この場所である必要がどうしてもあるんだと。既に会社のほうでは、新潟とか群馬、長野、そういったところも見たそうですけれども、この場所を気に入って、とにかくここでというようなお話を聞いております。ですので、成功事例としては、他の会社で既に商品化しているものはございますが、国産品を原料にしたものを目指すというようなことの違いがございます。

それから、先ほどご質問をいただいた数量の矛盾がちょっとございましたが、説明がちょっと走り過ぎました。5ページをちょっとごらんいただきたいんですけども、下の欄のところ、生産5カ年計画の第2期とありまして、平成25年度のところをちょっと横に見ていただくと、養蚕繭生産0.5トンというところがあるかと思うんですけども、そのほかに、その左側に繭受入加工5トンとこうございます。この繭受入加工という欄のところ、会社とすれば地元での生産が追いつかない部分を、既に会社で、山形県のほうにある東北撚糸さんのほうでしょうか、そちらのほうから持ってくる繭だというようなことのようにございませぬ。国内生産された繭を既に別個に持っている部分があって、それらと合わせてというようなことのように聞いておりますが、それらと合わせてちょっと町内で生産する量とそれから全体の生産量の数字が逆に見える説明をしてしまいました、そういったことでございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 改めて土地使用貸借契約書の案をただいまコピーをさせてお手元に配付をさせていただきましたけれども、懸念されております用途指定第3条でございますけれども、いわゆる養蚕一貫生産事業敷地用地として使用するとこういった用途指定がございますし、第6条の権利譲渡の禁止ということで、これらの権利を第3者に譲渡、あるいは転貸してはならないと。あと、裏面のほうになりますけれども、契約の解除ということで、第11条の（1）にこの契約に定める義務を履行したときは町が解除をすることができると。それから、12条で撤退といいますか、事業をやめる場合には乙の費用で原状に回復して甲に返還すると、こういった内容で可決された後、契約を結びたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

工事請負と違いまして仮契約というわけにはいきませんので、議会の議決後、改めて当該借り受け人と契約をするとそういった流れでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番(阿部 建君) 工事請負でないからということですが、やはりこの貸借契約書の内容によってやっぱり判断するものですから、何もこれを出すのに抵抗はないと思うんですよ。これを見ると、私が考えたのは、繭、養蚕一貫生産事業施設設置とこう書かれているんだ。これは、それ以外も入れる必要があるんじゃないんですか。繭だけやるんじゃないんじゃない。恐らく、この前も私は言いましたが、シルクなんていうのは二束三文で中国から入ってくるんですから、ここで桑をやったって赤字もいいところ、絶対合わないんですよ。これは確信を持って言います。世の中そういうふうになっているんですから。私は、今説明がなかった、新規ということだから、恐らく日本各地になくて初めて入谷でやるんだということでしょう。計画でありまして、この前例というか、目にする会社もないわけですから、非常にあいまいというかではありますけれども、これをよしとして提案してきているんだと思いますが、急いで現時点で契約をする必要があるのかどうかね。

この岩手の東和町、課長ね、やっぱりやっている会社があるんです、繭を。これは繭じゃないんです。やっぱり美と健康の薬、若返りだ、毛が生えるとかね。そういうのでどんどん儲かっているんですよ、その会社は。そこなんかは、やっぱり視察する必要もあるのかなど思ったり、恐らくそれと似たような仕事をするんでないのかなど。この何もアミノ酸なんかもつくっているんですよ。だから、よく調べてみればあるんですよ、やっぱり。あるんだとしても、どうもすっきりしないものが多過ぎるなと思います。そんなことを指摘しておきたいと思います。

私の質問は終わります。

○議長(後藤清喜君) 6番山内孝樹君。

○6番(山内孝樹君) 6番山内です。

前者、また前々者、14番議員に続きまして重複するところもあるかと思うんですけれども、実は先ほど質問で伺っていたように、5月10日に私ども、米沢にこの聞き取り調査ということで行ってまいりました。その報告書はまだできあがっていないので、聞いた中で、その説明を受けた中で確認をしていきたいと思うんですけれども、その前、4月27日にでしたっけ、副町長、担当参事、課長と委員会の時間の中でこの概要の説明を受けました。実際、米沢に足を運びまして、この概要説明とあわせてこの事業主体の方々といろいろと話をしたんですけれども、当初は米沢の東北燃糸さんが支援ということで産業の振興に当たって、この復興に当たってどのような支援をしていくのかということで聞き取り調査を進めたわけですが、こちらから要望したわけでもございませんが、ありがたいことにそのシルク総合開発

の齊藤社長さんもおいでになりました。先ほども出ましたけれども、環境創造株式会社という方も来られまして、いろいろお話しをしたんですけれども、地元の養蚕の産地でありますその甚之丞さんという深い長い歴史があるんですけれども、またこの歴史がまたここで繰り返されるのもいいことかなと思いつつながら、いろいろなお話を聞いたんですけれども、先ほど担当参事からも養蚕の葉の使い道ですね、地元のものでやっていくということでありましたが、当面はですね。それで、あと不足たる分は確保しているもので展開していくという話がありました。それは悪いことではないんですけれども、概要説明の中で一番気になったのは、この事業協力者ということでこう見ていくと、南三陸町という名前が出てきましたね、町名がね。これは、説明は受けたんです。協力ということで、地元のということで受けたんですけれども、総合開発の社長の名刺には「支店工場南三陸町」ともう既に入っているわけですよ。ですから、何か我々が疑問に思うことが先行し過ぎていまして、どうも本当に大丈夫なのかといったところが、懸念する点が縷々ありまして、質問をしているわけなんです。

無償貸与で5年はいいいんですけれども、さて先ほども前者が話していましたように、うまくいきませんからということで撤退されたんでは、無償貸与のその効果というものが果たしてあり得るのかという、そういう懸念する点を持っているわけなんです、私は。そういう点をもう一度、重複しますけれども、確認を兼ねましてお答えをしていただきたいと思います、このように思います。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 資料では2ページに南三陸町ともう既に名前が入っているということと、それから産健の委員長さんがおっしゃったとおり、名刺の中にもう既に南三陸町と入っているということにつきまして、私も名刺を見たときに何かと思いました。これは、直接社長にもお話しを申し上げたんですけれども、誤解を招く恐れがあって、私としては議員さんからこういうご質問をいただいたときには答えに困るじゃないかというお話もしましたが、事情を聞いてやむを得ないかなと思った部分もありました。今年の2月の時点で、既に会社としては少しでも早く事業を展開したいという思いがあって、その取引業者なんかとの事前のアプローチをもう始めていたんだそうです。その段階で、名刺の中に南三陸町ということ、場所を入れるわけにはいかないの、住所まで入れるわけにはいかないの、そのことを明確に伝える意図があって入れさせていただきましたということでごさいます。

なお、ご質問をいただきましたので、やはりこれは誤解を受ける行為ですので、社長のほうには正式に、決まる前にそういったことはやはり好印象を受けないものになりますよという

ことは、また改めてお話しをさせていただきたいと思います。

それで、協力関係につきましては、そういったことで町としてのご協力は制度の範囲の中で、それからそれ以上のリスクのない形で支援ということにさせていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） そのお答えの件はわかるんですけども、南三陸町に着目をしてくれるというのはすごくありがたいんです。関心を持っていただいているということは、本当にありがたいことなんですけれども、そのお話の中では1次産業から6次産業化までということていろいろなお話をいただきました。先ほどの説明にもあったように、そのサプリメント等も二、三持ってこられまして、それでこの繭とあわせてこの町を支えておる基幹産業、海産物ですか、それこそカムバックサーモンというそのようなお話とか、昆布でしたっけ、それらをいろいろ加工してということで、それは説明を受けたんですけども、確かに構想はすごいんですけども、構想倒れで、果たしてそういうことはないかと思うんですけども、懸念するところがあるわけですよ。

今、何点か聞いたわけですけども、本当にここに来られて本当に安定した、定着した事業展開をされればいいんですけども、実は私らが10日に行った次の日とか、ちょっと私は聞き返しませんでしたが、仮設住宅ですか、周囲にある方ですか。あの方への説明を兼ねて伺いたいというようなお話がございました。さっき、その薬品を使ういろいろな影響がないかというような点で説明をされたかと思うんですけども、その際に14番議員も指摘しておりました事業計画ですね、細密な事業計画等もきちんと提出をしなければいけないんじゃないか、提示しなければいけないんじゃないかということをお話された。もちろん、私もそう思っていました。数日が過ぎまして、町にそういう細密な計画書が提示されておったのではないかというよい解釈をしていたんですけども、それはまだ届いてはおりませんよね。概要だけですよね、我々の説明では。わかりますか、言っている意味。計画書というか、きちんとした細密な計画書等は提示されていないわけでしょう。細かいところをいいますとそういう点も気にかかるところでして、その点をもう一度お答えさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） お尋ねの件でございますが、すみません、もしかするとそういうお話しの部分というのは、そういうというのは、つまり正式な計画書をもう一度出してくれという話の部分につきまして承知していなかったもので、私も求めておらなかったんです。

が、逐一その内容の見えないような部分については、その後何回も何回も電話でのやり取りとか、あるいは入谷の仮設住宅に来たときにも私のほうからも見えにくい部分、住民に知らせるべき部分とかは、質問を加えてなるべく理解できるように引き出して、住民にも説明をさせていただいたところでもあります。資料として今回お出しできないのは、そういったことで不足感がちょっと私の中にもなくて、見えないところは私の会社との確認行為の中でおおむね理解したつもりでございましたから、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） その点は、ある面、理解をしました。何せ、いろいろなサプリメントといますか、すごいんでしょうけれども、何かちょうだいしてきたものにはがん治療に夢の物質とか、いろいろお話しをいただいたわけですよ。大したものですけれども、この養蚕からそのように展開して行く上では、この地元の産業が発展をしていくのであれば何よりですけれども、余りにも飛び越え過ぎてはいないのかなというふうな思いもありましたんで。

もう一度確認しますけれども、10日後にはその住民説明というんですか、行ったんですね。次の日と。次の日でなくても構わないんですけれども。（「やってますと言ったらいいじゃない。やったんでしょう」「やりました」の声あり）来ていましたね。以上です。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 何回となく地元に来て、説明会が行われていたということで、去年から来ているはずですが、地元の受けとめ方といったものはどのような感じになっているのか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 地元住民、入谷の住民ということになりますが、一つは雇用の場がふえるということを喜んでおります。仮設住宅の人たちも、何か内職的な仕事もつくってもらえたらありがたいというぐらいの感覚で、会社のほうといい関係で住み分けしていきましょうという話し合いになりました。そのほかにいえば、地元の方々にとってみれば、やはり養蚕という産業が山内甚之丞を初め、ひころの里、昇仙の森、いずれも養蚕を通じて地域の誇りとなっている部分もあって、それが形を変えて今の時代に合わせた養蚕業の復興みたいなことがされるのであれば、それは地域にとっても誇りの復活になるんじゃないかという意味の話し合いがされてございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 通常のような、従来のような養蚕をやっておっても当然採算がとれな

いということで、新規の分野の開拓といいますか、算入だと思うんですが、ある意味用心も必要だと思うんですが、これにはやはり多少のリスクも伴うものでありますが、地元では歓迎の意志を示しておるということですが、最悪の場合、町および地域、地元に対してこうリスクがあるとしたら、どういった点が、どのような規模が考えられますか。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 恐らく、その生産物を仕入れるとか地元から雇用するとかということですので、最悪、住民に直接となれば不払いとか、仕入れたものへの支払いがどんどん遅れていって、最後、みたいなことがあればそういったご迷惑になるかもしれませんが、これは一般的な企業において考え得る範囲なのかなと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 前者いろいろと出たようでございますが、私もこの山形のほうで齊藤社長さんの説明を、主に齊藤さん、社長が説明を行ったわけでございますが、いろいろその説明を聞いている中で、どうもこの事業の趣旨といいますか、目標といいますか、何かこうぴたっと座っていないというような、何かぶれているなというような、そういう感じを受けたわけですよ。それで、そのことを齊藤社長に申し添えたら、いや実は副町長にもそういうことをいわれたというようなことだったんです。それで、我々が一番心配しているのは、今いろいろ出ましたけれども、地元住民、あるいは南三陸町のこれからのリスクといいますか、そういうものはやっぱり阻止しなければならない。大変いい内容のもので、やはりこの先、こういう時代ですので、雇用の確保にもなるわけですので、もう少しこの計画そのものを一つ一つ確認して、そしてある程度定まったものというか、説得力のあるような計画書を出してもらった方がいいのかなと、そう強く感じたんですよ。その辺どうですか、課長。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 正直、私もこの職責についてからのことですから、その都度そういった計画の不確実性みたいなところは感じてまいりまして、それが日に日に見えるようになってきたという経過がございます。本当にかちっと見えるような計画については、私も言葉にしたんですが、やはり齊藤社長自身もそういった新分野の部分ということと、ご自分が過去に生産してきたものとはまた違う分野のものなので、見えにくいところはあるんだけれども、私が持っている人脈と、それから協力してもらえらるだろう関係企業の中で確かな手応えを持っているので、信じてほしいというようなお話しで現在おりますが、必要はやはりどこまでいっても慎重にすべきですので、仮にご決定いただいた後にも契約する前に、さ

らには契約後も十分に意を配してその支援なり、あるいは状況を確認してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 何かこういろいろ話を聞いていると、大体同じようなことを感じているわけですね。一生懸命、とにかく好印象といいますか、信じてもらいたくていろいろなものを出してくるから、逆に信用性がなくなるというような、そういうところが何かあるようなので、その辺をこちらでうまくコントロールして、そして絶対そのリスクを背負うようでは駄目ですので、前者が先ほども言いましたように、例えば直接雇用で直接給料を支払う場合でも、無償貸与するときの条件とすることができるのであればそういうものもつけ加えて、そして無償で貸しつけると、そういうことも考えられないのかなとそう思っています。

とにかく、いわゆる入谷の方々というようなことになるかもしれないんですが、その方々が期待を持って受け入れたら、何だ3日もしないうちに駄目になったというようなことでは、やはりこれからこの震災をはねのけていく上で、大分暗いイメージというか、ダメージがあるわけですので、その辺一つ一つその計画を、先ほども言ったように、もうちょっと慎重になって確実なものにして、それで進めていったほうがいいのかとそう思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この契約は案ですから、間違いのない、心配のない契約要件かなと思って見ていました。

総務課長、ここに、借り受け人の下に保証人という形でどっかの会社なり、例えば代表になっている齊藤社長さんの本体の会社が保証人とか、あるいは株主になっているとか、取締役になっている東北燃糸が保証人という形でつけ加えることはできないのかどうか、その辺のところですね。そうしたほうが、さらにまた住民の方々も安心なのかなという思いがするんです。地域の方々に説明に来た方々については、それこそ地域の方々にはバラ色の人生ではなくても、素晴らしいことで説明に来るわけですから、それを聞いた地域の方々、ましてや中に役場が入っているから心配ないんだと受けはいいわけですよ、地域の方々には。うまくないという説明はしないんですから。バラ色の話をしていくわけです。ましてや、町が中に入って、ああこれはいいことだ、心配ないんだというのが地域の方々、住民の当たり前の話ですからね。そこで、安心の意味でも、この保証人の関係での、ここに1項を設けることができるのかどうか、できないのかどうか。その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 一般的に賃貸で有償で貸し付ける場合、当然そういった支払いが滞った場合の保証人というのは、これはありますけれども、今回の場合は無償でございますので、そうした撤退した場合のリスクは若干ありますけれども、金銭的にはそういったリスクは町としてもございませんので、一般的には無償契約については保証人はこれまでも求めておりませんし、今回もそういった意味で無償契約についての保証人ということについては考えてございません。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先が見えないというのが実態なんです。この会社と町が契約する。無料ですけれども、賃貸料が入る入らない、それもあるでしょうけれども、その解除した場合には元どおりにして返してもらうということになっているでしょう。会社が倒産してしまったんなら、誰も責任を負う人はいないんですよ。そのために保証人ということをして私、言っているんです。そうしたら、町が全部やるようになりますよ。リスクというのはそこなんですけれども、だから極力リスクを少なくするためにも、保証人が必要だということなんです。なくてもいい、あってもいいということでしょうから。無料だからつけられないんじゃないですよ、これは。実際にあるんですから。無償でも賃貸契約を結ぶ際の保証人というのが、私、経験しているんですから。その辺です。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 建物については、有償譲渡を予定していますので、そちらはそちらでそういった契約書を取り交わすと。その際には、いわゆる原状回復、建物を返してもらうと。

今回は土地でございますので、建物の分についてはそういったいろいろ、仮に倒産した場合等のそういった懸念はございますけれども、あくまでもお互いの審議に基づいての契約でございまして、そういった返していただく場合には原状回復ということになってございまして、それでもなお心配だということで保証人ということですが、私は地方自治体が契約する場合にそういった無償契約で保証人が必要だということは、実は法的には勉強してございません。これから勉強させていただきますけれども、そういうようなことでそういったことが可能であれば、なおかつそういった担保的な保証人については検討してみたいと思いますけれども、自治体としてあるのかどうかもちよっとわかりませんので、今、必ず保証人をおきますということについてはちよっと答弁できないので、申しわけありませんけれども。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 必ず保証人をつけなければならないというのではないの。つけなくてもいいということもないの。だから、安心のためにはつけておいたほうがいいということですから、法的なことはどうでも、実際、だからさっきも言った、私は経験しているんです。保証人になって、ちゃんときちんとそれは弁護士を通してやっていますからね。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） お互いの契約なんで、合意が得られれば保証人はできると思いますんで、そのように検討させていただきます。

○議長（後藤清喜君） では、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第53号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（後藤清喜君） 日程第15、議案第53号平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第53号平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、第2回復興交付金事業として計画書を提出した事業について、早期に事業推進を図るべく所要額を計上したほか、5月3日に発生した低気圧災害による復旧事業費など、緊急性、特殊性のある事業について追加の措置を講じたものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、予算書の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思いますが、後で歳出で申し上げますけれども、今回交付金事業で六つの事業を予定してございます。その六つの事業費が、8億200万円でございます。その8億200万円の財源ですけれども、総務費国庫補助金と総務費県補助金、いわゆる国からの直接補助とそれから県を通じたの間接補助の二つ足しますと6億1,600万円でございます。その交付金の補助裏分、これが地方交付税の特別交付税として1億8,500万円。8億円の事業に対して、交付金の補助裏分として震災復興特別交付税が措置されるところといった内容でございます。それで、中段に補助金4億3,900万円と1億7,600万円、二つ合わせまして6億1,600万円ですが、これを一たん歳出で基金のほうに積み立てをいたします。そして、積んだ後、17款の基金繰入金ということで一たん積んだものを取り崩すと、こういったのが17款の基金繰入金でございます。取り崩した額をこの歳出で、また同額の6億1,600万円、それぞれ委託料とか工事請負費とかに充当するというところに、そういった基金の流れになってございます。

では、8ページの歳出でございますけれども、財産管理費で300万円を計上させていただきました。庁舎維持管理費ということで、国旗町旗の掲揚塔とか、あるいはまた庁舎の前に懸垂幕、いわゆるいろんな行事のPRをする懸垂幕、それから駐車場に車どめを整備してございませんので、そういった事故防止のための車どめと合わせまして300万円を計上させていただきました。

それから、10款の災害復旧費でございますけれども、5月3日の低気圧による被災分でございます。農業施設から河川災害復旧までございます。工事請負費にそれぞれ計上してございます。存置科目がございますので実際は1,000円足りませんが、まずもって最初に農道でございますけれども、予算が120万円ということで、これにつきましては4路線5カ所を予定してございます。平均で1カ所24万円でございます。次の林道災害950万円の予定でございますが、これは9路線13カ所、1工事当たり大体73万円程度でございます。それから、町単の漁港施設災害350万円の予算でございますが、五つの漁港を見込んでございます。1港平均70万円でございます。それから、町単の道路災害でございますけれども、予算は650万円、13路線19カ所を見込んでございます。1カ所当たり34万2,000円でございます。それから、河川災害7河川の10カ所でございます。1カ所当たり43万円ということになります。

具体的な路線名、位置図、あるいは工事概要は、参考資料の29ページから31ページにありますので、後でごらんをいただきたいというふうに思います。

それから、9ページ、10ページでございますけれども、復興管理費等につきましては旅費で157万円ほどを計上させていただいております。いよいよ、防災集団移転事業等に係る国交省との協議がこれから頻繁に行われるということでの旅費の追加でございます。

それから、25節の積立金で、先ほど申し上げました復興交付金を一たん積立金として6億1,600万円の積み立てをさせていただくと。

それから、12款の復興費でございますが、その積立金を取り崩して財源に充てるわけでございますけれども、最初防災集団移転の促進事業費6,000万円でございます。これは、馬場中山地区の防災集団の移転用地の購入費でございます、2地区合わせまして2ヘクタールを見込んでございます。平米当たりの単価3,000円で見込んでございます。

それから、4項の災害公営住宅整備事業ということで、委託料で681万5,000円ですが、説明のとおり土地測量調査委託料ということで、これは入谷地区と名足地区2カ所の土地測量委託料ということでございます。

なお、議案関係参考資料の34から36に、具体的な計画位置図、あるいは計画概要がそれぞれ記載されてございますので、後でごらんをいただきたいと思っております。

それから、5項の津波復興拠点整備事業、委託料として1億1,900万円でございますが、測量計画策定委託料ということで、沼田地区それから志津川小学校地区の調査測量委託業務ということで、2地区分見込んでございます。

それから、6目の都市再生区画整理事業費でございます、2億5,400万円でございますが、測量計画策定委託料ということで志津川市街地に係る測量、建物調査、基本設計、実施設計等に係る経費でございます。

それから、10ページの農林水産業費4項でございますけれども、1目の漁業集落防災機能強化事業ということで、1億2,500万円でございますが、防潮堤調査設計業務委託料ということで、具体的には5港分を予定してございまして、歌津地区におきましては石浜、稲淵、館浜、それから戸倉地区におきましては藤浜、寺浜、この5港分の防潮堤の調査測量委託業務でございます。

続いて、2目の漁港施設強化事業費でございます、工事費で2億3,600万円でございますけれども、それぞれの漁港施設用地のかさ上げ工事でございます。これにつきましては、地盤沈下した、今回13の漁港施設用地のかさ上げを予定してございます。歌津地区におきましては8港を予定してございまして港、田浦、石浜、ばなな、稲淵、館浜、寄木、葦浜、それから志津川地区は3港を予定してございまして清水、荒砥、平磯、戸倉地区は2港を予定し

てございまして津ノ宮、藤浜を予定してございます。

なお、各漁港のかさ上げします面積等につきましては、議案関係資料の38ページにそれぞれ位置図と面積等を記載してございますので、参照いただきたいと思います。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。

まもなく4時を目前としておりますが、一般会計補正予算終了まで時間延長をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長いたします。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

14番三浦清人君。質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

○14番（三浦清人君） 9ページの復興費で、これから災害公営住宅の整備事業ということで予算が出ておりますし、また今朝ほど配付になりました事業目標スケジュールということで、この防災事業、あるいは公営住宅関係も進めていくわけでありまして。それまでは、今皆さん仮設住宅で、これができ上がるまで生活しなければならないということになっておるわけで、この事業がどんどん進めば仮設住宅も空いてくるんでしょうけれども、今は満杯状態なんです。この間ちょっとお話を聞いたところ、仮設住宅への入居者申し込みの方が100人以上いるというお話を聞きまして、実際空いているのは余りないんだということなんで、そこでその仮設住宅のこれからの建設の考え方をどう、これでもう終わりなのか。100人以上の方々が申し込みをしているという話を聞いたもんですから、その方々をどうやって待たせておくのか、その辺どういうふうに考えているのか。

先般、登米のほうの住宅に入られている方が、仕事の関係でこちらのアパートを借りたと。そうしたら、仮設住宅があれば借りられるんだけど、ないためにアパートを借りたらその支援というものはもう打ち切られて、翌日からアパートの料金を払わなきゃならないという方もいらっしゃるし、それから漁業者の方々、登米から、イオン跡地から朝、漁業をするために3時、2時起きでどんどん通っているという方々もいるんで、そういう方々がこの仕事のために大変な苦勞をしている。できれば、南三陸町内に仮設があれば入りたいんだという、そういう要望をしている方が結構あるわけなんで、今後のその仮設住宅の建設というものをどう考えているのか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建設について、私のほうからちょっと説明をさせていただきたいと思います。

入居について、100名いる部分についてはこちらで担当しておりませんので、内容等は存じておりません。ただ、住宅につきましては、平成23年度で建設は終了しているということで考えております。

今後、新たに建設する予定については、今のところ持ってはおりません。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 仮設住宅の今の待機の状況を申し上げます。

きのうの時点で、空いているのが22戸でございます。それに対して申し込み、また新たに入りたい、あるいはもう1部屋借りたいというようなことが、そういった方が176名いらっしゃるというようなことでございます。その辺の調整をしなきゃいけないということで、選考委員会を今月中に開くと。結局、その辺のいわゆる優先順位と申しますか、その辺を精査させていただきたいと、そんなことでございます。

それから、やはり同じように、どうも入居というようなことの実態はあるようなんですが、そこに生活の実態がない場合があるというような、そういうお話もうちのほうに伺っております。その実態の調査についても早急に進めたいと、そういうふうに考えておりますので、もう少しの間お待ちいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ですから、これは絶対数が足りないという考えというか、思っているんです。その建設については、23年度で終わったということなんですが、中には追い炊きも大事だろうけれども、そんな予算があったら仮設の建設も多くしてほしいという要望をする方々も結構いるんですね。それから、今課長が言ったように、借りても物資入れにしているとか、生活実態がないとか、偽装の何かをいろいろやっているのもあるというような話も聞いているんですけれども、ただそういうのを調査して出ていってもらっても、果たしてこの170人という方々に対して、十分に入居させられることが難しいんじゃないかなと思うんですよ。だから、これはもう一度、土地も必要とするんですけれども、どうも皆さん大変苦勞なされているようですよ。ですから、どうですかね、町長。これは、政治的判断になってくるわけですから、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど、保健福祉課長がお話ししましたように、とにかく実態をもう少し精査しなければいけないというふうに思っています。今、お話ししました生活の実態がないという分野も結構ございますので、その辺は調査をした後に改めて町としても検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 誰もないようですから、2点ばかり簡単にお聞きします。

12款復興費ですが、この漁港いろいろ機能の強化事業ということでもあります。防災強化事業の防潮堤なんですけど、これは5港ということでもあります。この考え方はいろいろあるようなんですけども、当町はどのような方向づけなのか。その防潮堤の高さにおいて、どのような考え方でいくのかですね。それから、この機能強化事業ですが、かさ上げ工事ね、漁港施設。これから、漁閑期に向かうわけでありましてけれども、これはいつごろまでの工期を見ている予定なのか、終える予定なのか。そして、そのかさ上げは一体幾らぐらい上げるのか、各漁港によって違うのかとか、岸壁の整備はどういうことなのか、その辺をお願いします、説明。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって、防潮堤の高さの考え方でございますけれども、一応防災会議の中で、今回の今時災害に対応する高さではなく、100年に一度あるといわれているような津波に対応する、L1に対応する高さでやるということで方針は決定をしております。これにつきましては、いろんなご意見がありますことも承知はしております。ただ、その意見にしたがって各漁港で高さを変えることはそれぞれ安全性に差が出ますので、それは今回考えておりませんので、標準としています8.7を目標に整備をしたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

それと、あと背後地のかさ上げでございますけれども、基本的には物揚場につきましては補助、災害復旧事業でかさ上げをいたします。それと、防潮堤の間に幾らかの用地があるんですけども、その部分の盛り土を今回の事業で採択をさせていただいております。ですから、基本的にやる時期とすれば、物揚場の完了後に施工する形になります。それで、物揚場については今後発注を重ねていって、なるべく年度内に完成を目指してということしておりますので、施工時期としましてはどうしても年度末になるようなスケジュールで今考えております。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 8.7メートルということでありますけれども、これとして我が町では異論はないわけですね。これでいくということなんですね。

それから、13港のその背後地のかさ上げの問題ですけれども、これは岸壁を整備してかさ上げをすれば、それに附帯して背後地も当然かさ上げということになるんでありますけれども、この岸壁も一体として今度は整備されるのか、ただ単なる背後地、防潮堤の後ろの背後地という意味なのか。

いわゆる生産期に入りまして、たった25メートルの岸壁でことしの漁協、漁師は過ごしたわけですね。船の順番待ちをしながらやったということであります。次の漁期までに岸壁ができるかなという、その期待感が大きいわけです。年が明けますと、またワカメの生産期に入りまして、それまでに何とかこの岸壁をもっと拡張してもらえないかという要望が強いわけですが、そうした考え方はないのかどうかということをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事の施工時期につきましては、当然当初予算で計上させていただいておりますので、詳細が決定次第、なるべく早目に業者との契約を結びまして、来る漁期までに間に合わせるようにしたいというふうには考えております。

それから、先ほどちょっと言葉足らずで大変申しわけありませんでした。今回の盛り土につきましては、防潮堤と物揚場の間の部分の盛り土になりまして、いわゆる堤内地についてはこれに含まれてはおりません。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。12番鈴木春光君。（「簡潔に」の声あり）

○12番（鈴木春光君） わかりました。

5月3日の低気圧被害の状況、修復は、どのような被害に対する支援をしてくれるのかということが一つ。

それから、林道、旧路線、あるいは架橋等々のここへ、参考資料の29ページから31ページまで52カ所ばかりあるんですけれども、その中で災害復旧時に一番活用されたといえますか、生かされた林道があったはずですよ。つまり、災害対策本部へ通うための道路というふうに理解していただければ結構かと思っておりますけれども、それが一向にこう出ていないという感じがするわけですが、そういうものも今回の復旧工事の中でやるべきでなかったのかなど。また、やれないとするならば、今回でなくして、この後どのような対応をしていくのか、その辺2点お伺いしておきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 抜けている部分があるというご指摘であったものだろうと思います
が、当日パトロールをした部分、それから皆様からご通報いただいた部分の調査をして、今
回計上しております。だから、その前に既に災害復旧等で発注している部分もございますの
で、それとの重複がある分は当然削除させていただいている状況でございますので、ご理解
をいただければというふうに思っております。

それから、あと対応につきましては、ちょうど農繁期といいますか、これから水田等の耕作
が始まるという時期でございましたので、なるべくそういう部分につきましては既存の維持
管理費用で対応するような形で指示はしております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 低気圧の関係が一つ。

その答弁をお答え願いたいと思いますし、ただいまの建設課長の答弁で、ここの15番に磯の
沢林道があるんですけれども、これはどんな、磯の沢地内ということで、どの辺をどうい
うふうに考えた工事なのか、それを知りたいと思ひましてお願いしたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 大変失礼しました。

その低気圧の災害の関係で大きなものとして、ハウスですね。イチゴハウスとか、野菜のハ
ウスなんかの被害があったことがございまして、その分につきましては農家のほうの確認を
とりまして、今保険のほうで修復をするということで相談に乗っているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 15番の磯の沢線の復旧工事の内容でございますけれども、今回は24
時間で203ミリという雨でございましたけれども、それによりまして敷砂利等がかなり流され
ておりまして、通行にかなり支障があるということでございます。そのため、路面の整正を
行い、円滑な通行を確保するという形で今考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ちょっと納得のいかない答弁かなと思うんですけれども、例えば磯の沢
道路は災害当時、災害対策本部、つまりアリーナへ通う道路としては一番通った道といいま
すか、活用された道路でなかったかなというふうに思うんですけれども、これが一向に今回
考えられていないような、工事に着手することがないと思うわけです。だから、今回こ
こに示されておりますのは、路面の流失とか陥没とかそういったぐいのものでございま
すけれども、ああした、つまり裏道道路といいますか、災害が出なければいいんだけど、

また災害が来るやに思うとき、仮にでも支障木を伐採して、路面ぐらいは広げておく必要性があるんじゃないかなという考え方の中のご質問でございます。

ぜひそうやっていただきたくないというのが一つのお願いでございますし、それから低気圧被害の関係ですけれども、たしか30件ほど、あるいはその後も出ていたと思うんですけれども、相当な農作物被害、つまりハウス被害があったということを聞いておりますし、記憶しております。そういう中で、その保険対応ということはそれでいいかもしれないけれども、保険加入していない場合に町として、あるいは担当課としてどういうふうに救済して再生を図ってやるかとか、あるいは廃プラ処理等々においてただ金を取って処理することだけでなくして、今回の低気圧被害ということで、この辺の救済措置も考えるべきでないかなとそんなふうに思うんで、その辺を町対応ができなかったら低気圧被害、災害で何とかならないものかなと、この辺をもう1回。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） ハウスのビニールが壊れたその廃プラの処理の関係では、直接議員さんからも直後にいろいろ情報をいただきまして、検討いたしました。廃プラ協議会のほうにもその情報を出しまして、今回につきましてはキロ当たり50円の処理がかかるところを30円の処理で済むような手立てということに考えております。ただ、さらにそれをゼロ円にできないかというところまでのお話しを以前いただいた記憶がありまして、廃プラ協議会とも相談はいたしましたが、今回の場合、大きな激甚指定を受けるような災害ともまた違うので、できるだけ努力をという中で、その20円の負担をということで今回はご支援をさせていただきました。

それ以外の保険加入にできる、できないの部分も含めて、農家と情報共有しながら、なるべくそういった災害に備えられるような努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変、舌足らずになって申しわけございませんでした。

改良工事ということの内容だととらえさせていただいております。前議会でも、多分一般質問で鈴木議員のほうからご質問があったと思います。それで、そのときに回答したとおり、町全体の道路網計画、当然今回の防災計画も含めて避難道路、それからそういう緊急物資輸送道路の計画を立てましてから着手をしたいというふうに、ご回答を申し上げていると記憶をしております。

今回、予算を計上しましたのは、5月3日、4日にかけての豪雨により被害を受けた箇所の緊急的にやらなきゃならないものを計上させていただきましたので、ご理解をお願いできればというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 5番山内です。

今、議案参考資料をちょっと見ていますが、先ほど同僚議員もお話ししました52項目の災害復旧の事業名と内容がありましたんですが、私、前からもう提案しておりました、例えば田束山のようなところの補修工事というのは、2カ所ほどあったんです。私、一応この間回ってきました。1カ所、山頂付近が立派に直っておりました。もう1カ所、大きいところがちょっとまだのようで、その辺とか、あと今回、その前に入谷地区ではグリーンロードですか、そういったことも随分直していただきました。

ただ、今回大震災ということで随分いろいろ、こんなに多くやってもらって大変町民の方もよろこんでいるわけでございます。しかし、小さいところもあるわけで、そういったところで私、去年の秋あたりにもお話ししたんですが、その辺をちょっと確認したいと思うんですが、ちょっとこの工事名にはないようなんで、入谷の山谷線はどのようなことになっているのかちょっとお聞きしたいなと思ったので、よろしくお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回、予算を計上させていただきましたのは、あくまでも5月3日、4日の豪雨により被害を受けたものを緊急的に計上させていただいたということでございます。それ以外のものについても、当然大小の被害は多分あったろうと思います。それで、基本的には小規模なものについては、既存の維持管理予算で対応をしていくということですし、あと検討が必要なものについては、今後現場等を再確認いたしまして、必要なものは今後とも計上することで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 課長さんのお話しするとおり、それで私も地元の、あるいは地域の方々から強い要望がありまして、何度か足を運んで現地を確認するというような形をしました。そういった中で、田んぼが近くにあったもんですから春先の農作業までには直るのかな、あるいは応急処置をするのかなと思っていたんですが、それがなされていないということで、きょうちょっと確認してみたいなということでお話ししたんですが、確かに大震災でありますし、重要な路線とか幹線道路を主にやるということは当然だ。それから、低気圧の被害と

かそういったことでやることは大切なんです、地元にとっては小さな道路1本しかないような道路の、いわゆる法面の欠損で、それが耕地に落ちるような状態で、たまたまそういった三角コーンですか、そういったものを地元の方がやっていて、危険防止にはなっているようなんですが、やはりああいうところも少し、今回の震災の中に地域が利用している部分も確認して見てもらいたいなと思ったところでございますが、その辺は。じゃあ、確認はしているんですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 常々、議員皆様からも情報をいただきながら、それから一般の方からもいただきながらパトロールに努めているところでございます。その中で、どうしても見落とし等があるかもしれません。それはちょっと調べてみないとわかりませんが、再度現地のほうを確認して、漏れがないかどうか作業させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ありがとうございます。

そういったことで、課長さんも変わりましたんで……。

○議長（後藤清喜君） 5番、「課長さん」でなくて、「課長」でいいです。「さん」は入れないでください。

○5番（山内昇一君） ああ、課長です。課長が変わりましたので、そういったことでもしかすると連絡ミスとか漏れがあったのかもしれませんが、そういったことでちょっと大変失礼ですが、確認させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

開議を閉じます。

これをもって、平成24年第5回南三陸町町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時23分 閉会